

## 第3章 定年後の収入と支出

### 1 退職手当制度の概要

#### (1) 退職手当の支給

退職手当は、勤続報償、生活保障、賃金後払いの要素をそれぞれ有しているが、基本的には職員が長期間継続勤務して退職する場合の勤続報償としての要素が強いものと理解されており、国家公務員退職手当法（以下「退手法」といいます。）に基づいて支給されます。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、退職手当の全部又は一部が支給されないか、支給後であっても返納を求められることができるとされています。

ア 懲戒免職等処分を受けて退職した場合（退手法第12条第1項第1号）

イ 失職した場合（同法第12条第1項第2号）

ウ 在職期間中の非違行為に係る刑事事件に関し、退職後に禁錮以上の刑に処せられた場合（同法第14条、第15条及び第17条）

※ 支給後に禁錮以上の刑に処せられた後、返納を求められる前に死亡したときは、相続人に対して納付が求められることがあります。

エ 退職後に、在職期間中の非違行為が発覚し、それが懲戒免職等処分相当の行為であると認められた場合（同法第14条から第17条まで）

※ すでに職員が死亡しているときには、遺族等に対して支給がされないか返納等が求められることがあります。

また、職員が死亡した場合で次に該当する遺族は、退職手当を受け取ることができません。

- ・ 職員を故意に死亡させた者（同法第2条の2第4項第1号）
- ・ 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者（同法第2条の2第4項第2号）

令和5年4月1日以降の定年の65歳への段階的な引上げ（1頁参照）に伴い、退職手当について、以下の措置が講じられています（以下、引上げ前の定年が60歳の職員の場合を基に説明）。

- ① 60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を定年退職として算定することとする。（下記(3)イ関係）
- ② 早期退職募集に応募し、認定を受けて退職する場合の俸給月額割増率は、当分の間、改正前の制度下で対象とされた年齢と割増率を維持する。（60歳～64歳の者が応募認定退職する場合は、俸給月額は割増されない。）（下記(4)ア関係）
- ③ 職員が60歳に達した日後の最初の4月1日から7割水準の俸給月額となる場合も、役職定年による異動（管理監督職勤務上限年齢による降任等）により俸給月額が減額される場合も、「ピーク時特例」が適用される。（下記(4)イ関係）

## (2) 算定式

退職手当は、次のように計算されます。

$$\text{退職手当} = \text{基本額} (\text{退職日の俸給月額} \times \text{退職理由別・勤続期間別支給割合}) + \text{調整額}$$

(注) 1円未満の端数は切り捨てます。

※「退職理由別・勤続期間別支給割合」は、退手法で定められた退職理由別・勤続期間別支給率に調整率を乗じたものです。国家公務員退職手当支給割合一覧(61頁)を参照してください。

## (3) 基本額

### ア 俸給月額

退手法上の「俸給月額」とは、一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」といいます。)に規定する俸給表の額と俸給の調整額(職務の複雑、困難若しくは責任の度や勤務条件が特殊な場合に俸給表の額を調整(加算)するもの。)の合計額をいいます(地域手当、扶養手当、俸給の特別調整額等の諸手当は含みません。)。給与法の適用を受けない行政執行法人の職員の場合は、各法人が定める給与規則におけるこれらに相当するものの額の合計額をいいます。

なお、退職の日に休職、停職、減給その他の理由により、俸給の一部又は全部が支給されていない場合には、これらの理由がないと仮定した場合にその職員が受けるべき俸給月額が退職手当の算定基礎となります。

### イ 退職理由

職員の退職理由は、基本額を算定する上で、自己都合、定年・応募認定(56頁の「早期退職募集制度」参照)、死亡、傷病、整理等に区分されています。死亡、傷病による退職については、公務上と公務外に、公務外の傷病による退職については、通勤によるものと私傷病によるものに区分されます。

### ウ 勤続期間

勤続期間は、上記イの退職理由とともに、退職手当の計算の基本的な要素です。

勤続期間は、職員としての引き続いた在職期間により計算されます。この計算は、月単位で行います(月の途中での採用、退職は、その月を1月として扱います。)。職員としての「引き続いた在職期間」には、地方公共団体や退手法施行令で定める公庫等における在職期間が通算されます。

ただし、次の場合等には、その期間の全部又は一部を在職期間から除算したものが勤続期間となります。

<期間の2分の1を除算するものの例>

- ・ 私傷病による休職、刑事休職及び研究休職(ただし、その内容が公務の能率的な運営に特に資すると認められる等の場合には除算されない。)の期間
- ・ 懲戒処分による停職の期間
- ・ 育児休業の期間(ただし、子が1歳に達した日の属する月までの期間は3分の

1 を除算する。)

<期間を全て除算するものの例>

- ・ 職員団体専従休職の期間
- ・ 自己啓発等休業の期間 (ただし、その内容が公務の能率的な運営に特に資すると認められる等の場合には2分の1を除算する。)
- ・ 配偶者同行休業の期間

#### 【除算期間の計算例】

3月31日から8月28日まで休職等の場合でみると

3月と8月は、1日以上勤務日があるので除算の対象とならず、4月から7月までの4月間が除算期間の対象となる。

- ① この期間が私傷病休職又は停職処分であった場合

$$\text{除算期間} = 4\text{月} \times 1/2 = 2\text{月}$$

- ② この期間が職員団体専従休職であった場合

$$\text{除算期間} = 4\text{月}$$

#### (4) 基本額の特例

##### ア 定年前早期退職者に対する特例 (退手法第5条の3)

応募認定、公務上の傷病又は死亡、整理等により退職した者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上等であり、かつ、その年齢がその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものには、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例 (定年前早期退職特例措置) が適用され、次に掲げる算式による額が退職手当の基本額の算定の基礎になります。

基本額の算定の基礎となる額 =

$$\text{退職日の俸給月額} \times \{ 1 + (3\% \text{ (注)} \times \text{定年年齢までの残年数}) \}$$

- (注) 1 給与法の指定職俸給表1号俸相当額以上4号俸相当額未満の者については、1年当たりの割増率2%が、また、4号俸相当額以上の者については、1年当たりの割増率1%がそれぞれ適用され、6号俸相当額以上の者については不適用となります。
- 2 「(注)1」以外の者のうち、その者に係る定年年齢と退職の日におけるその者の年齢との差が1年である者については、1年当たりの割増率2%が適用されます。
- 3 令和5年4月1日以降、当分の間、応募認定による退職の場合については、引上げ前の定年から15年以内 (60歳定年であった場合は45歳) の年齢から引上げ前の定年 (引上げ前の定年が60歳であった場合は60歳) に達する日前までの職員が特例措置の対象 (定年が引き上がっていない退職者を除く。)。この場合、引上げ前の定年に達する日前までの残年数が1年の者 (局長又は審議官クラスを除く。) の割増率は3%となる。

応募認定等退職者等に係る当分の間の措置の内容等を、一般職給与法の指定職俸給表1号俸相当額未満で、引上げ前の定年が60歳の場合をその例にとって図示すると以下のとおりです。

引上げ前の定年が60歳(10月2日誕生日)の場合の例

退職日	年齢	割増率
60歳の誕生日の前日(10月1日)～退職日	60歳	なし
59歳の誕生日の前日(10月1日)～60歳の誕生日の前々日(9月30日)	59歳	3%
58歳の誕生日の前日(10月1日)～59歳の誕生日の前々日(9月30日)	58歳	6%
57歳の誕生日の前日(10月1日)～58歳の誕生日の前々日(9月30日)	57歳	9%
⋮	⋮	⋮
45歳の誕生日の前日(10月1日)～46歳の誕生日の前々日(9月30日)	45歳	45%

### 【早期退職募集制度】

各省各庁の長等は、募集実施要項を職員に周知することにより、早期退職希望者を募集することができます。

#### 1. 2つの早期退職募集

##### (1) 職員の年齢別構成の適正化を図るための募集(1号募集)

退職時にその職員に係る定年から20年を減じた年齢(令和5年4月1日以降の定年の段階的な引上げに伴い、当分の間、退手法施行令以附則第3項の適用を受ける者にあつては、引上げ前の定年から15年を減じた年齢)以上である職員が対象

##### (2) 組織改廃等に伴う募集(2号募集)

当該組織又は官署若しくは事務所に属する職員が対象

#### 2. 募集から退職までの大まかな流れ

##### (1) 早期退職希望者の募集

各省各庁の長等が、募集対象者全員に募集実施要項を周知し募集開始

<募集実施要項>

- ・ 募集を行う目的(上記1の別)
- ・ 募集の対象となるべき職員の範囲
- ・ 募集人数
- ・ 募集の期間
- ・ 認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間 等

##### (2) 応募

- ・ 募集の期間中いつでも応募し、又はその応募を取り下げることが可能

・応募及び応募の取下げは、職員の自発的な意思に委ねられたものであることが必要

(3) 認定

各省各庁の長等は、応募者に対し認定（不認定の場合もある。）

(4) 通知

各省各庁の長等は、応募者に対し認定通知書又は不認定通知書を交付

**イ 俸給月額の変額改定以外の理由により俸給月額が変額されたことがある場合の特例（退手法第5条の2）**

在職期間中に、俸給月額の変額改定（いわゆるベースダウン）以外の理由（降格、俸給表間異動等）により俸給月額が変額されたことがある場合で、特定変額前俸給月額（変額日における当該理由による変額がなかったものとした場合の俸給月額のうち最も多いもの）が退職日の俸給月額よりも多いときは、次の(ア)及び(イ)により算出した額の合計額を基本額とする「ピーク時特例」が適用されます。

※ なお、定年の65歳への引上げ（1項参照）に伴い、退手法附則第15項として、60歳超の給与が変額された場合における退職手当の算定に当たり、当該変額が退職手当法第5条の2の俸給月額の変額改定には該当しないものとしてピーク時特例を適用させる規定を設けています。（上記(1)③関係）

(ア) 特定変額前俸給月額に係る変額日の前日に実際の退職理由と同じ理由で退職したものとし、かつ、同日までの勤続期間と特定変額前俸給月額を基礎として算定した基本額に相当する額

(イ) 退職日俸給月額に次の(A)の割合から(B)の割合を控除した支給割合を乗じて得た額

(A) 退職日に、退職日までの勤続期間と退職日俸給月額を基礎として退職手当を算定した場合の支給割合

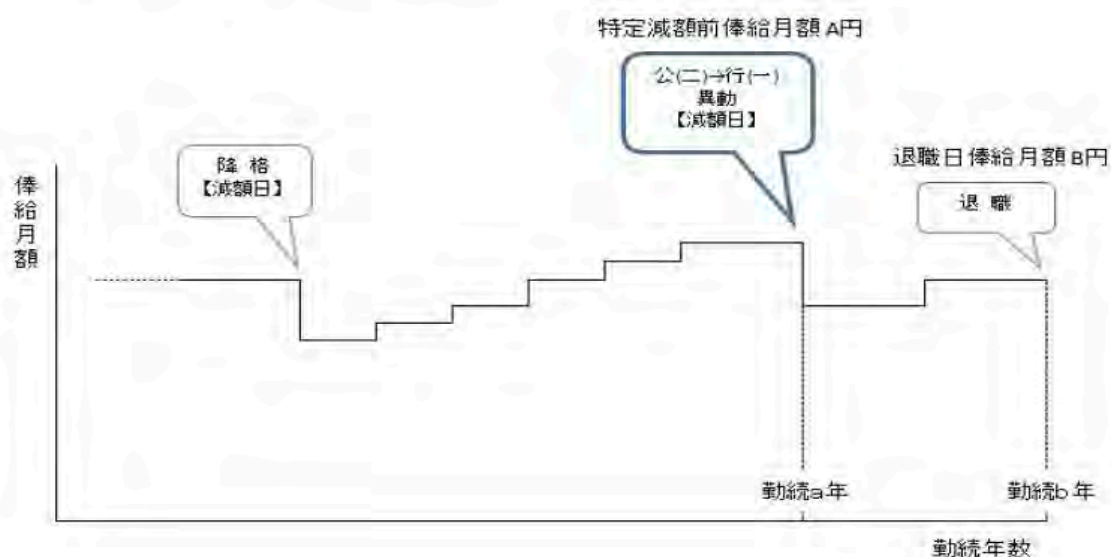
(B) (ア)の算定に用いた支給割合

(注1) 本特例は、平成17年改正法の施行日（平成18年4月1日）又は適用日である新制度切替日以降の変額が対象となります。

(注2) 定年前早期退職特例措置の対象者は、「特定変額前俸給月額」と「退職日俸給月額」の両方が割増しの対象となります。

(例) A円 > B円 のときに特例を適用

$$\text{基本額} = (\text{A円} \times \text{勤続a年を基礎とした支給割合}) + (\text{B円} \times (\text{勤続b年を基礎とした支給割合} - \text{勤続a年を基礎とした支給割合}))$$



### (5) 調整額

調整額は、在職期間中の貢献度に応じた加算額であり、基礎在職期間（退手法第5条の2第2項にある「基礎在職期間」）初日の属する月から末日の属する月までの各月毎に、当該各月にその者が属していた職員の区分（第1号区分～第11号区分）に応じて定める額（調整月額）のうち、その額が多いものから60月分の調整月額を合計した額です。

【退職手当の調整額区分表（給与法適用職員の例）】

区分	対応する職員	調整月額
1	指定職（6号俸以上）、これに相当する職員	95,400円
2	指定職（5号俸以下）、これに相当する職員	78,750円
3	行（一）10級、これに相当する職員	70,400円
4	行（一）9級、これに相当する職員	65,000円
5	行（一）8級、これに相当する職員	59,550円
6	行（一）7級、これに相当する職員	54,150円
7	行（一）6級、これに相当する職員	43,350円
8	行（一）5級、これに相当する職員	32,500円
9	行（一）4級、これに相当する職員	27,100円
10	行（一）3級、これに相当する職員	21,700円
11	その他の職員（非常勤職員を含む。）	0円

(注) 勤続9年以下の自己都合退職者等は調整額が支給されない。また、勤続4年以下の退職者（自己都合退職者以外）及び勤続10年以上24年以下の自己都合退職者は調整額が半額になる。

〈参考〉 他の主な俸給表における調整額の区分例

区分	行政職(二)		専門行政職		税務職		公安職(一)		公安職(二)	
	級	適用範囲	級	適用範囲	級	適用範囲	級	適用範囲	級	適用範囲
1										
2										
3			8		10		11		10	
4			7		9		10		9	
5			6		8		9		8	
6			5		7		8		7	
7			4		6		7		6	
8	5	3人以上の職種の長を直接指揮監督する職務に従事していた者	3	俸給の特別調整額五種以上	5		6		5	
9		上記以外の者		上記以外の者	4		5 4	* 1	4	
10	4 3	在級期間が120月を超える者	2		3		3	* 2	3	
11		上記以外の者					特2 2 1	上記以外の者		

「\* 1」については、皇宮警部補以上の階級にあった期間が156月を超える皇宮護衛官、副看守長以上の階級にあった期間が120月を超える刑務官又は警備士以上の階級にあった期間が24月を超える入国警備官に適用

「\* 2」については、副看守長以上の階級にあった期間が60月を超える刑務官又は警備士補以上の階級にあった期間が60月を超える入国警備官に適用

## (6) 退職手当の計算例

### 【定年退職で在職中に休職期間のある例】

退職日の俸給月額：行(一) 5級73号俸 387,400円  
在職期間：(採用年月日) 昭和60年(1985年)4月4日  
(月の途中での採用：1月として算定)  
(昇格年月日) 令和3年(2021年)4月1日(5級昇格)  
(退職年月日) 令和6年(2024年)3月31日

私傷病による休職期間：除算対象期間 7月間  
(※ 休職期間は、調整額の算定の基礎となる期間の計算に影響が  
なかったものとする。)

除算期間：7月÷2＝3.5月 → 4月(1月未満端数切上げ)  
勤続期間：(2024年3月)－(1985年4月)－除算期間(4月)  
＝39年－4月  
＝38年8月 → 38年(1年未満端数切捨て)

退職理由別・勤続期間別支給割合：47.709(退手法5条適用)  
退職手当支給額：基本額(退職日の俸給月額×支給割合(47.709))＋調整額  
＝387,400円×47.709＋(32,500円×36月＋27,100円×24月)  
＝20,302,866.6円  
＝20,302,866円(1円未満端数切捨て)

### 【引上げ前の定年が60歳の職員が応募認定退職制度に応募し、53歳で応募認定退職する場合の例(※令和5年4月1日以降の当分の間の措置の場合)】

退職日の俸給月額：行(一)5級70号俸 386,000円  
在職期間：(採用年月日) 平成5年(1993年)4月1日  
(昇格年月日) 令和4年(2022年)4月1日(5級昇格)  
(退職年月日) 令和6年(2024年)3月31日

定年年齢までの残年数：7年  
勤続期間：(2024年3月)－(1993年4月)＝31年  
退職理由別・勤続期間別支給割合：42.31035(退手法5条適用)  
退職手当支給額：基本額(退職日の俸給月額× $(1 + 3\% \times \text{残年数}(7\text{年}))$ )  
×支給割合(42.31035)＋調整額  
＝386,000円×(1+21%)×42.31035  
＋(32,500円×24月＋27,100円×36月)  
＝21,517,072.071円  
＝21,517,072円(1円未満端数切捨て)



国家公務員退職手当支給割合一覧（※平成30年1月1日～、調整率を乗じた後のもの）

勤続年数	法第3条			法第4条	法第5条	
	自己都合	(11年未満勤続)定年・応募認定退職(1号)・任期終了・事務都合退職・公務外死亡・通勤傷病等	公務外傷病(通勤傷病を除く)	(11年以上25年未満勤続)定年・応募認定退職(1号)・任期終了・事務都合退職・公務外死亡・通勤傷病等	整理・応募認定退職(2号)・公務上死亡・公務上傷病	(25年以上勤続)定年・応募認定退職(1号)・任期終了・事務都合退職・公務外死亡・通勤傷病等
1	0.5022	0.837	0.837		1.2555(3.6a)	
2	1.0044	1.674	1.674		2.511(4.5a)	
3	1.5066	2.511	2.511		3.7665(5.4a)	
4	2.0088	3.348	3.348		5.022(5.4a)	
5	2.511	4.185	4.185		6.2775	
6	3.0132	5.022	5.022		7.533	
7	3.5154	5.859	5.859		8.7885	
8	4.0176	6.696	6.696		10.044	
9	4.5198	7.533	7.533		11.2995	
10	5.022	8.37	8.37		12.555	
11	7.43256		9.2907	11.613375	13.93605	
12	8.16912		10.2114	12.76425	15.3171	
13	8.90568		11.1321	13.915125	16.69815	
14	9.64224		12.0528	15.066	18.0792	
15	10.3788		12.9735	16.216875	19.46025	
16	12.88143		14.3127	17.890875	20.8413	
17	14.08671		15.6519	19.564875	22.22235	
18	15.29199		16.9911	21.238875	23.6034	
19	16.49727		18.3303	22.912875	24.98445	
20	19.6695		19.6695	24.586875	26.3655	
21	21.3435		21.3435	26.260875	27.74655	
22	23.0175		23.0175	27.934875	29.1276	
23	24.6915		24.6915	29.608875	30.50865	
24	26.3655		26.3655	31.282875	31.8897	
25	28.0395		28.0395		33.27075	33.27075
26	29.3787		29.3787		34.77735	34.77735
27	30.7179		30.7179		36.28395	36.28395
28	32.0571		32.0571		37.79055	37.79055
29	33.3963		33.3963		39.29715	39.29715
30	34.7355		34.7355		40.80375	40.80375
31	35.7399		35.7399		42.31035	42.31035
32	36.7443		36.7443		43.81695	43.81695
33	37.7487		37.7487		45.32355	45.32355
34	38.7531		38.7531		46.83015	46.83015
35	39.7575		39.7575		47.709	47.709
36	40.7619		40.7619		47.709	47.709
37	41.7663		41.7663		47.709	47.709
38	42.7707		42.7707		47.709	47.709
39	43.7751		43.7751		47.709	47.709
40	44.7795		44.7795		47.709	47.709
41	45.7839		45.7839		47.709	47.709
42	46.7883		46.7883		47.709	47.709
43	47.709		47.709		47.709	47.709
44	47.709		47.709		47.709	47.709
45	47.709		47.709		47.709	47.709

(注1) ( )内は、法第6条の5の最低保障である。

(注2) aは、基本給月額であり、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当等（又はこれらに相当する手当）の月額合計額をいう。

(注3) 法附則第21項から第23項まで及び昭和48年法律第30号附則第5項から第7項による退職手当の基本額の調整(83.7/100)を含めた計数である。

(注4) 令和5年4月1日以降、国家公務員の定年引上げに伴い、当分の間、引上げ前の定年年齢以降非違なく退職した職員については、勤続期間を同じくする定年退職者と同様の支給率となる。

## (7) 退職手当に係る税金

退職所得は、他の所得とは合算せずに切り離して税額を計算します。

退職の際（退職手当の支払いを受ける時まで）に「退職所得の受給に関する申告書」を退職手当の支払者に提出した場合には、退職手当額に応じた「課税退職所得金額」に対して課税され、退職手当額から源泉徴収されます。

なお、「退職所得の受給に関する申告書」を提出しない場合は、退職手当額に対して20.42%の税率を乗じた額が源泉徴収されます。

### <課税退職所得金額の計算>

課税退職所得金額 = (退職手当額 - 退職所得控除額) × 1 / 2 (1,000円未満切捨て)

※国家公務員としての勤続期間が5年以下の場合には1 / 2は乗じない。

退職手当額から控除する「退職所得控除額」の計算方法

- ・勤続年数が20年以下の場合（勤続年数については、1年未満の端数は切上げ）  
勤続年数 × 40万円（退職所得控除額が80万円未満の場合には、80万円）
- ・勤続年数が20年を超える場合  
(勤続年数 - 20) × 70万円 + 800万円

(注1) 「源泉徴収のための退職所得控除額の表」(XX頁)を参照

(注2) 「退職所得控除額」については、令和元年9月の政府税制調査会答申で「現行の勤続20年を境に1年当たりの控除額が急増する仕組みや勤務年数が短期間でも退職金に係る所得の2分の1にしか課税されないという仕組みを見直し、全体として多様な就労選択に中立的な制度とすることが求められている。」と指摘されるなど、継続的に検討が進められている。

## ア 所得税の計算

所得税額 = (課税退職所得金額 × 税率 - 控除額) × 1.021(※) (1円未満切捨て)

(※) 平成25年から2.1%の復興特別所得税が追加課税されています。

### 【課税退職所得金額別の税率及び控除額】

課税退職所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	—
195万円超 330万円以下	10%	97,500円
330万円超 695万円以下	20%	427,500円
695万円超 900万円以下	23%	636,000円
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

例 1 : 勤続 38 年で退職手当額が 2,000 万円の場合

$$\text{退職所得控除額} = (38-20) \times 70 \text{ 万円} + 800 \text{ 万円} = 2,060 \text{ 万円}$$

$$\text{課税退職所得金額} = (2,000 \text{ 万円} - 2,060 \text{ 万円}) \times 1/2 = 0 \text{ 万円}$$

例 2 : 勤続 38 年で退職手当額が 2,500 万円の場合

$$\text{退職所得控除額} = (38-20) \times 70 \text{ 万円} + 800 \text{ 万円} = 2,060 \text{ 万円}$$

$$\text{課税退職所得金額} = (2,500 \text{ 万円} - 2,060 \text{ 万円}) \times 1/2 = 220 \text{ 万円}$$

$$\text{所得税額} = (220 \text{ 万円} \times 10\% - 97,500 \text{ 円}) \times 1.021 = 125,072.5 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow 125,072 \text{ 円 (1 円未満切捨て)}$$

## イ 住民税の計算

所得税の場合と同様に、退職手当額から退職所得控除額を差引いた後の金額を求め、その額に 1 / 2 を乗じた額が課税退職所得金額になります。税率は、市町村民税（特別区民税）は 6 %、道府県民税（都民税）は 4 % ですので、それぞれの税率に基づいて住民税の額を計算します。税額の 100 円未満の端数は、それぞれ切り捨てます。

例 1 の場合（退職手当額が 2,000 万円）

$$\text{退職所得控除額を差引いた後の金額が (2,000 万円} - 2,060 \text{ 万円} = \Delta 60 \text{ 万円)}$$

となるので住民税は非課税

$$\text{市町村民税} = 0 \text{ 万円} \times 6\% = 0 \text{ 円}$$

$$\text{道府県民税} = 0 \text{ 万円} \times 4\% = 0 \text{ 円}$$

$$\text{合 計} = 0 \text{ 万円}$$

例 2 の場合（退職手当額が 2,500 万円）

$$\text{退職所得控除額を差引いた後の金額は (2,500 万円} - 2,060 \text{ 万円}) \times 1/2$$

$$= 220 \text{ 万円}$$

$$\text{市町村民税} = 220 \text{ 万円} \times 6\% = 132,000 \text{ 円}$$

$$\text{道府県民税} = 220 \text{ 万円} \times 4\% = 88,000 \text{ 円}$$

$$\text{合 計} = 22 \text{ 万円}$$

住民税は、前年 1 年間の所得を基に年額が決定され、これを 6 月から翌年 5 月までの間に月割りで徴収することになっています。

3 月 31 日に定年退職する場合は、その年の 4 月分及び 5 月分の住民税を給与から源泉徴収できないため、退職手当に課税される所得税及び住民税に併せて、4 月分及び 5 月分の住民税も退職手当の支給時に一括して源泉徴収されることとなります。

## 源泉徴収のための退職所得控除額の表

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
	千円	千円		千円	千円
2年以下	800	1,800	24年	10,800	11,800
			25年	11,500	12,500
			26年	12,200	13,200
3年	1,200	2,200	27年	12,900	13,900
4年	1,600	2,600	28年	13,600	14,600
5年	2,000	3,000	29年	14,300	15,300
6年	2,400	3,400	30年	15,000	16,000
7年	2,800	3,800	31年	15,700	16,700
8年	3,200	4,200	32年	16,400	17,400
9年	3,600	4,600	33年	17,100	18,100
10年	4,000	5,000	34年	17,800	18,800
11年	4,400	5,400	35年	18,500	19,500
12年	4,800	5,800	36年	19,200	20,200
13年	5,200	6,200	37年	19,900	20,900
14年	5,600	6,600	38年	20,600	21,600
15年	6,000	7,000	39年	21,300	22,300
16年	6,400	7,400	40年	22,000	23,000
17年	6,800	7,800			
18年	7,200	8,200	41年以上	22,000千円に、 勤続年数が40年を超 える1年ごとに700 千円を加算した金額	23,000千円に、 勤続年数が40年を超 える1年ごとに700 千円を加算した金額
19年	7,600	8,600			
20年	8,000	9,000			
21年	8,700	9,700			
22年	9,400	10,400			
23年	10,100	11,100			

(注)

- (1) 「勤続年数」とは、退職手当等の支払を受ける人が、退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基因となった退職の日まで引き続き勤務した期間により計算した一定の年数をいいます（所得税法施行令第69条）。
- (2) 「障害退職の場合」とは、障害者になったことに直接基因して退職したと認められる一定の場合をいいます（所得税法第30条第5項第3号）。
- (3) 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいいます。

(備考)

- (1) 退職所得控除額は、(2)に該当する場合を除き、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行に当てはめて求めます。  
この場合、一般退職のときはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、また、障害退職のときはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額です。
- (2) 所得税法第30条第5項第1号（退職所得控除額の計算の特例）に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額が、その退職手当等に係る退職所得控除額です。

## 退職手当取額計算書

### 1 退職手当額の算定

#### (1) 勤続年数

退職（予定）年月	年	月	満	歳	採用年月	年	月
勤続年月数 (a)	年	月					

#### 除算期間

除算対象期間	除算率*	除算年月数 (b)
年 月		年 月
年 月		年 月

\* 休職等 1/2、  
職員団体専従休職期間等 1/1

勤続年月数(a) - 除算年月数(b) → 手当計算上勤続年数

退職手当法上の勤続期間 =  -  =  年 (端数切捨て)

税法上の勤続年数 = 勤続年数 → (c)  年 (端数切上げ)

(注) 税法上の勤続年数の扱いとしては、除算年月数(b)のうち、職員団体専従休職期間は全て除算するが、その他の休職等期間は除算せず、全休職等期間を勤続年数として含める。

#### (2) 退職理由

定年     応募認定     自己都合     その他

#### (3) 支給割合

(d)

(1)と(2)に基づく「国家公務員退職手当支給割合一覧」(57頁参照)の支給割合

#### (4) 退職日の俸給月額

(e)  円

(定年前早期退職者に対する特例による場合)

早期退職募集制度に応募して認められ、かつ、定年前15年以内、勤続20年以上等の場合

→ (e) × { 1 + 3% × (定年年齢 - 退職時年齢) } = (f)  円

(注) 定年年齢と退職時年齢の差が1年の場合は2%が適用されます。また、一般職給与法の指定職俸給表1号俸相当額以上4号俸相当額未満の者については、1年当たりの割増率2%が、4号俸相当額以上の者については、1年当たりの割増率1%がそれぞれ適用され、6号俸相当額以上の者については不適用となっています。



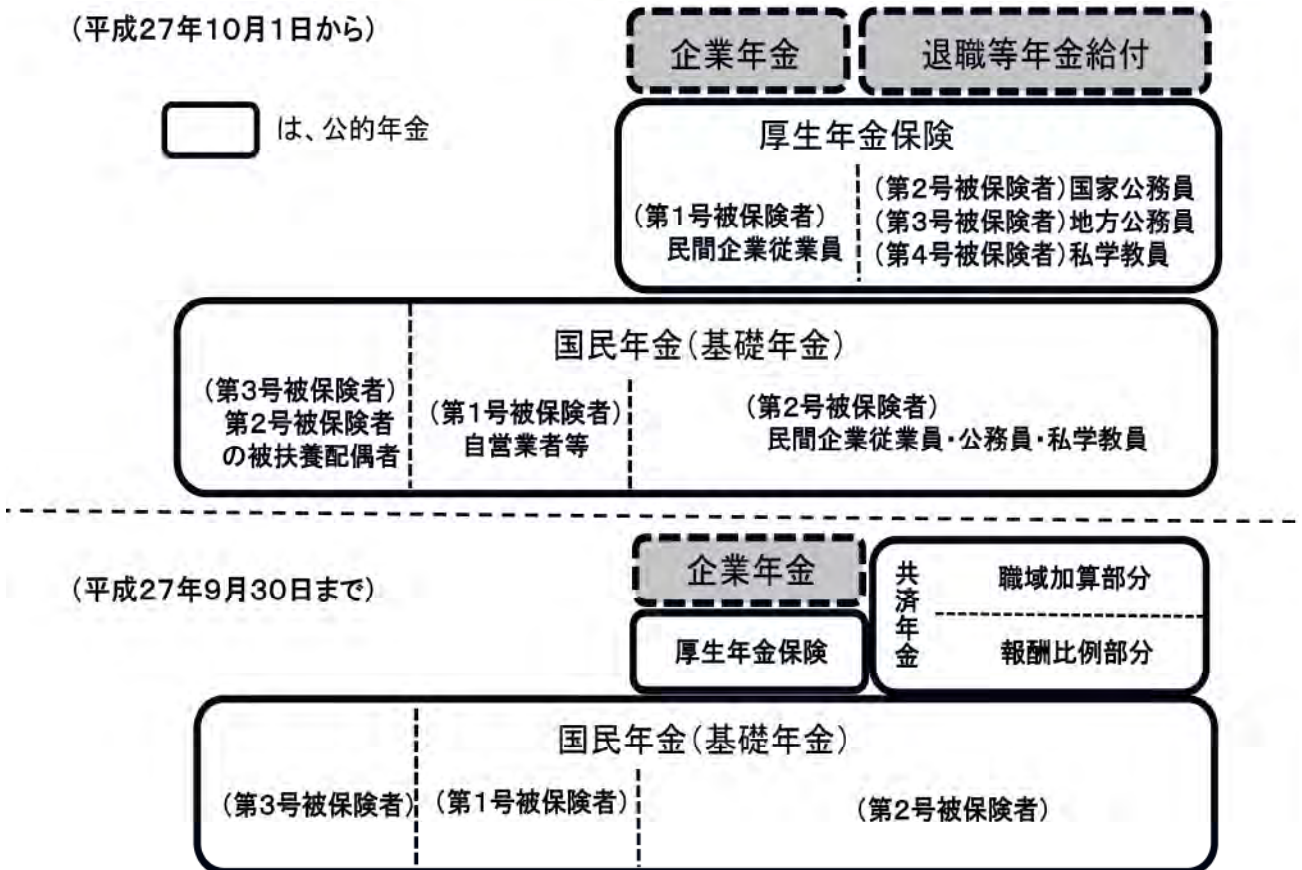
## 2 年金制度の概要

### (1) 公的年金制度

我が国の公的年金制度は、全国民共通の基礎年金制度（国民年金）と、基礎年金制度の上乗せ部分としての被用者年金制度に区分されます。

なお、被用者年金制度は、平成27年10月から厚生年金制度に統一され、公務員等も厚生年金に加入することとなりました。

# 年金制度の体系



### (2) 国民年金制度

国民年金には、日本国内に住所を持つ20歳以上60歳未満のすべての者（国民年金の被保険者）が加入することになっています。

なお、この被保険者の種別は、次のように第1号から第3号までの3つの被保険者に分けられています。

**(第1号被保険者)**

20歳以上60歳未満で、第2号被保険者または第3号被保険者に該当しない者  
(学生、農林漁業、商業などの自営業や自由業の者とその家族)

※ 第1号被保険者は、保険料(16,520円(月額)(令和5年4月からの額)を個別納付する必要があります。

**(第2号被保険者)**

共済組合の組合員や厚生年金保険の被保険者で65歳未満の者

**(第3号被保険者)**

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

被保険者の種別は、就職、退職、転職、結婚などにより変わることがあります。その際には、住所地の年金窓口などへの届出が必要になります。届出をしなかったり遅れたりしますと、年金の受給に影響が出る場合がありますので、住所地の市区町村の年金事務所窓口などに忘れずに届出を行ってください。

特に第2号被保険者や第3号被保険者である者が第1号被保険者になった場合、保険料を個別納付する必要が生じますので、注意が必要です。

**(3) 老齢基礎年金 (国民年金制度から支給される年金)**

65歳から、老齢基礎年金が日本年金機構から支給されます。支給額は、20歳から60歳までの480月(40年)の全期間保険料を納付した場合、満額(新規裁定者(67歳以下の者)の令和5年4月からの年額は795,000円)となります。

**【老齢基礎年金の計算方法】**

$$\begin{aligned} \text{老齢基礎年金額} &= 795,000\text{円} \\ &\times \frac{\text{保険納付済期間の月数 (厚生年金被保険者期間月数、国民年金納付期間等)}}{480\text{月 (国民年金加入可能月数)}} \end{aligned}$$

**(4) 被用者年金制度**

**ア 厚生年金の被保険者の種別と実施機関**

平成27年10月から、厚生年金の被保険者は、厚生年金保険法第2条の5第1項に基づき、次の第1号から第4号の4つの種別に分けられており、その種別に応じた実施機関が、年金の決定や支給事務などを行っています。



被保険者の種別	実施機関
第1号 ⇒ 第2号から第4号厚生年金被保険者以外の民間被用者等	厚生労働大臣（事務委託先：日本年金機構）
第2号 ⇒ 国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金被保険者	国家公務員共済組合 及び国家公務員共済組合連合会
第3号 ⇒ 地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金被保険者	地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会
第4号 ⇒ 私立学校教職員共済制度の加入者たる厚生年金被保険者	日本私立学校振興・共済事業団

## イ 老齢厚生年金と退職共済年金

国家公務員は、上記のとおり、平成27年10月から厚生年金保険法第2条の5第1項第2号に規定する厚生年金被保険者（以下「**第2号厚生年金被保険者**」といいます。）となりました（再任用短時間勤務職員を除く。）。平成27年9月までの国家公務員共済組合の組合員であった期間については、第2号厚生年金被保険者期間であったものとみなされ、平成27年10月以降に年金の受給権が発生する国家公務員には、「老齢厚生年金」が支給されます。

老齢厚生年金は、65歳から「本来支給の老齢厚生年金」が支給されますが、昭和36年4月1日以前に生まれた者については、特例により、「特別支給の老齢厚生年金」が65歳に達するまで支給されます。

なお、被用者年金制度の一元化により、平成27年9月30日をもって旧国共済期間に係る「職域加算額」が廃止となりましたが、同日までの国家公務員共済組合の組合員期間を有する者が老齢厚生年金を受給することとなったときは、老齢厚生年金と併せて、同日までの期間に係る「退職共済年金（経過職域加算額）」が支給されます。

## ウ 暫定再任用等の場合の年金額の適用

定年退職後も公務員あるいは民間企業等で就業する場合には、原則として被用者年金制度に加入することとなります。

### （ア）暫定再任用フルタイム勤務職員の場合

第2号厚生年金被保険者となり、保険料（掛金）を負担することとなります。

老齢厚生年金の額は、再任用が終了した時点で、フルタイム勤務職員として勤務していた第2号厚生年金被保険者期間を加えて再計算されます。

### （イ）民間企業等への再就職又は再任用短時間勤務職員の場合

民間企業等に再就職した場合や再任用短時間勤務職員の場合、フルタイム勤務職

員の4分の3以上の勤務であれば、一般的には第1号厚生年金被保険者となって保険料を負担することになります。その期間についての老齢厚生年金は、退職後に日本年金機構から支給されます。

厚生年金への加入要件については、「6 定年後の社会保険制度」（98頁）の(1)を参照してください。

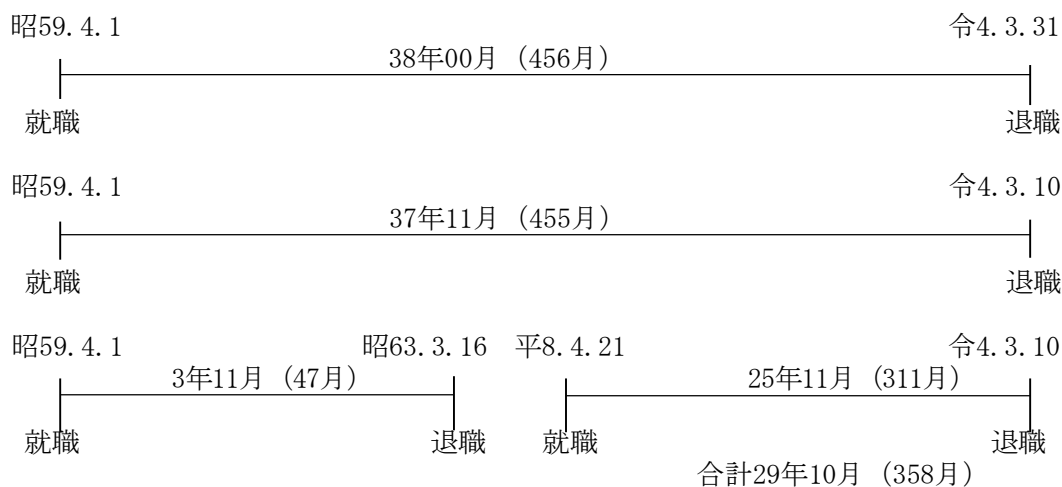
## (5) 厚生年金の計算の基礎

厚生年金の額は、第2号厚生年金被保険者期間の月数と「平均標準報酬月額」及び「平均標準報酬額」をもとに計算します。

### ア 被保険者期間の月数

第2号厚生年金被保険者期間は、国家公務員として「就職した月」から「退職した月の前月（定年等のように月の末日に退職した時はその月）」までの期間の月数によって計算します。

ただし、昭和61年3月31日までの第2号厚生年金被保険者期間の計算は、「就職した月」から「退職した月」までの期間の月数によります。



### イ 平均標準報酬月額・平均標準報酬額

#### (ア) 平均標準報酬月額

平均標準報酬月額は、平成15年3月以前の第2号厚生年金被保険者期間に係る「各月の標準報酬月額の総額」をその第2号厚生年金被保険者期間の月数で除した額です。

$$\frac{\text{平成15年3月以前の各月の標準報酬月額(注1)の総額}}{\text{平成15年3月以前の第2号厚生年金被保険者期間の月数}}$$

(イ) 平均標準報酬額

平均標準報酬額は、平成15年4月以後の第2号厚生年金被保険者期間に係る「各月の標準報酬月額総額」と「標準賞与額総額」の合計額をその第2号厚生年金被保険者期間の月数で除した額です。

$$\frac{\text{平成15年4月以後の各月の標準報酬月額(注1)の総額} + \text{標準賞与額(注2)の総額}}{\text{平成15年4月以後の第2号厚生年金被保険者期間の月数}}$$

(注1) 各月の標準報酬月額は、各再評価率を乗じた額をいいます。

(注2) 標準賞与額とは、期末手当と勤勉手当の額のことで、6月、12月それぞれの額に1,000円未満の端数があるときには、これを切り捨てた額(150万円が上限)となります。また、各再評価率を乗じます。

(6) 老齢厚生年金と退職共済年金（経過的職域加算額）

《受給する年金のイメージ》

< 65歳に達する月分まで支給 >  
(昭和36年4月1日以前に生まれた方)

特別支給の退職共済年金  
(経過的職域加算額)

特別支給の老齢厚生年金  
・報酬比例額

< 65歳に達した月の翌月分から支給 >

本来支給の退職共済年金  
(経過的職域加算額)

退職等  
年金給付  
(88頁)

本来支給の老齢厚生年金  
・報酬比例額  
・経過的加算額  
・加給年金額 (対象者がいる場合のみ)

※ 国家公務員共済組合連合会が支給

老齢基礎年金

※ 日本年金機構が支給

## ア 65歳から支給される年金

### (ア) 本来支給の老齢厚生年金

本来支給の老齢厚生年金は、次のいずれの条件にも該当する時に支給されます。

- ・ 65歳以上であること
- ・ 保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間が10年以上あること

$$\text{年金額} = (\text{A})\text{報酬比例額} + (\text{B})\text{経過的加算額} (+ (\text{C})\text{加給年金額})$$

### (A) 老齢厚生年金（報酬比例額）（次の①、②を合計した額）

#### ① 平成15年3月以前の組合員期間に対する額

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1000} \times \frac{\text{平成15年3月以前の第2号被保険者期間の月数}}{\text{第2号被保険者期間の月数}} \times 1.014$$

#### ② 平成15年4月以後の組合員期間に対する額

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.769}{1000} \times \frac{\text{平成15年4月以後の第2号被保険者期間の月数}}{\text{第2号被保険者期間の月数}} \times 1.014$$

※一部の方については、計算式が異なる場合があります。

### (B) 経過的加算額

経過的加算額は、特別支給の老齢厚生年金の「定額」（75頁イ(イ)(注)参照）が加算されていたものとして計算した額から、老齢基礎年金に振り替わる額を差し引いた額です。

$$1,657 \text{円} (67 \text{歳以下の者}) \times \text{被保険者月数} (\text{上限}480 \text{月})$$

$$- \left[ \text{老齢基礎年金の額} \times \frac{\text{昭和}36.4.1 \text{以後の}20 \text{歳以上}60 \text{歳未満の被保険者期間の月数}}{480 \text{月}} \right]$$

### (C) 加給年金額

厚生年金被保険者期間が240月以上ある者が65歳に達した時点で、次の要件を満たす次表の65歳未満の配偶者や子がいる場合に加算されます。

- ・ 生計を共にしていること
- ・ 恒常的な年収が850万円未満（又は所得額が655万5千円未満）であること

(令和5年4月からの額)

対象者		加給年金額	年齢要件
配偶者		397,500円	65歳未満であること
子	2人目まで1人につき	228,700円	18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあるか、20歳未満で厚生年金保険法に定める障害の程度が1級・2級に該当していること
	3人目から1人につき	76,200円	

#### 【加給年金額の支給停止】

加給対象配偶者が老齢厚生年金（被保険者期間が20年以上または共済組合等の加入期間を除いた期間が40歳（女性の場合は35歳）以降15年以上の場合に限る）、退職共済年金（組合員期間20年以上）を受け取る権利があるとき、または障害年金を受けられる間は、配偶者加給年金額は支給停止されます。

ただし、令和4年3月時点で既に加給年金が支給されている場合等については引き続き支給される経過措置が設けられています。

#### 【加給年金額の失権】

次に掲げる場合に該当したときは、加給年金額の失権となります。

- ・ 配偶者や子が死亡したとき
- ・ 配偶者が65歳に達したとき
- ・ 子が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき
- ・ 障害の状態にある子が20歳に達したとき など

#### 【加給年金額が打ち切られた場合の振替加算】

加給年金額は、その対象となっている配偶者が65歳に達すると加算されなく

なりますが、配偶者自身が老齢基礎年金を受けられる場合には、一定の基準により配偶者の老齢基礎年金の額に加算が行われます。これを「振替加算」といいます。ただし、配偶者が老齢厚生年金又は退職共済年金（原則として厚生年金の被保険者期間が240月以上の年金）、障害年金を受けられるときは加算されません。

（振替加算の額：令和5年4月から）

配偶者の生年月日	加算額
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	228,100円
～	～
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	45,740円
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	39,565円
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	33,619円
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	27,444円
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	21,269円
昭和36年4月2日～昭和41年4月1日	15,323円
昭和41年4月2日以後	加算額なし

なお、配偶者が先に老齢基礎年金を受給している場合（配偶者が年上の場合）には、本人が65歳に到達して本来支給の老齢厚生年金を受給することができるようになった時から、配偶者の老齢基礎年金に加算されることとなります。

#### （イ） 本来支給の退職共済年金（経過的職域加算額）

平成27年9月までの共済組合員であった期間を有する者については、本来支給の老齢厚生年金に併せて「経過的職域加算額」が退職共済年金として支給されます。（ただし、引き続き1年以上の国家公務員であった期間を有する者に限りません。）

$$\begin{aligned} \text{年金額} = & \text{(A)平成15年3月までの旧国共済期間に係る職域加算額} \\ & + \\ & \text{(B)平成15年4月から平成27年9月までの旧国共済期間} \\ & \text{に係る職域加算額} \end{aligned}$$

(A) 平成15年3月までの旧国共済期間に係る職域加算額

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{1.5}{1000} \times \begin{array}{l} \text{平成15年3月以前の} \\ \text{旧国共済期間の月数} \end{array} \times 1.014$$

※ 組合員期間が20年未満の場合は 1.5/ → 0.75/

(B) 平成15年4月から平成27年9月までの旧国共済期間に係る職域加算額

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{1.154}{1000} \times \begin{array}{l} \text{平成15年4月以後の} \\ \text{旧国共済期間の月数} \end{array} \times 1.014$$

※ 組合員期間が20年未満の場合は 1.154/ → 0.577/

※ 一部の方については、計算式が異なる場合があります。

イ 65歳までの間に支給される年金（昭和36年4月1日までに生まれた者が対象）

(ア) 特別支給

公的年金（報酬比例部分）の支給開始年齢の段階的な引き上げ（61歳～64歳）の対象者に対しては、それぞれの年金支給開始年齢から本来支給の年金が支給される65歳に達するまでの間、特別支給の老齢厚生年金及び平成27年9月までの共済組合員期間を有する者には特別支給の退職共済年金（経過的職域加算額）が支給されます。

(イ) 支給額

支給額は、それぞれ、本来支給の老齢厚生年金（経過的加算額を除く。）及び退職共済年金（経過的職域加算額）と同額です。

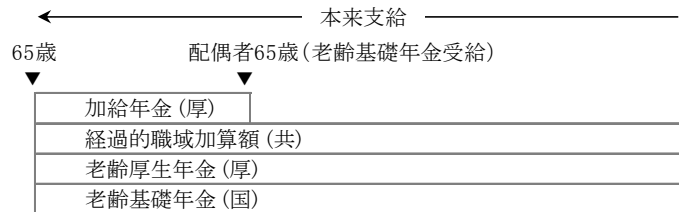
ただし、長期加入者特例（被保険者期間44年以上）及び障害者特例（65歳到達前に障害等級3級以上に該当することとなった場合）が適用される者には、「定額」及び「加給年金額（対象者がいる場合のみ）」が加算されます。

（注）定額＝1,657円×被保険者月数（上限480月）

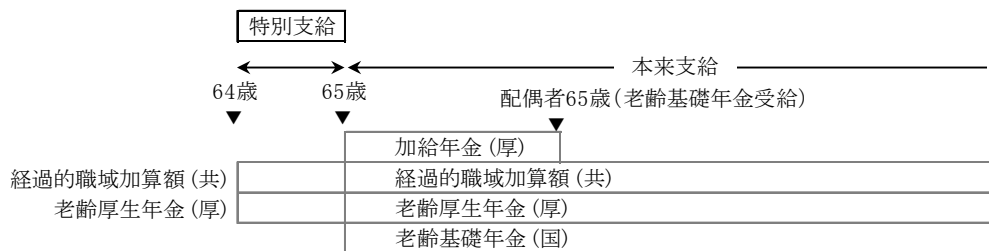
## 国家公務員に支給される年金とその支給開始年齢

(共) 共済年金、(厚) 厚生年金、(国) 国民年金

○昭和36年4月2日以後に生まれた者：本来支給開始年齢＝65歳



○昭和34年4月2日～36年4月1日に生まれた者：特別支給開始＝64歳



○昭和32年4月2日～34年4月1日に生まれた者：特別支給開始＝63歳

○昭和30年4月2日～32年4月1日に生まれた者：特別支給開始＝62歳

○昭和28年4月2日～30年4月1日に生まれた者：特別支給開始＝61歳

(注) 平成27年10月1日以後において国家公務員としての在職期間がある者については、このほか原則65歳から退職等年金給付が支給される。

### ウ 老齢厚生年金等の繰上げ支給

昭和28年4月2日以後に生まれた者で、次の(ア)から(エ)までの要件を満たしている者が、特別支給の老齢厚生年金が支給される年齢に達する前に年金の繰上げ支給を請求したとき(請求により受給権発生)に繰上げ支給の老齢厚生年金等を受給することができます。ただし、加給年金額は、受給権者が65歳に達するまでは加算されません。

(ア) 60歳以上であること

(イ) 1年以上の被保険者期間(第2号厚生年金被保険者期間以外の他の種別の厚生年金被保険者期間を含む。)を有すること

※昭36.4.2以降に生まれた者は、この条件はありません。

(ウ) 保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間が10年以上あること

(エ) 現に国民年金に任意加入していないこと



繰上げの請求を行った場合の年金額は、繰上げを請求した月数に応じて1月当たり、0.4%減額(注)された年金額となり、請求月の翌月から支給され、65歳以降もこの減額された額が適用されることとなります。この額は生涯変わりません。

この年金の請求は、他の種別に係る老齢厚生年金、退職共済年金（経過的職域加算額）、老齢基礎年金の請求をすべて同時に行う必要があります。

また、繰上げ支給を請求した場合、その後、次の請求ができなくなります。

- ・事後重症により障害等級に該当した場合の障害厚生年金や障害基礎年金の請求
- ・老齢厚生年金の障害者特例請求など

(例) 昭37.4.2以降に生まれた者が、60歳0か月から繰上げ請求をした場合  
(本来の支給開始年齢が65歳のため、60月まで繰上げ可能)

- ・退職共済年金（経過的職域加算額） $0.4\% \times 60 \text{月} = \underline{24\% \text{減額}}$
- ・老齢厚生年金  $0.4\% \times 60 \text{月} = \underline{24\% \text{減額}}$
- ・老齢基礎年金  $0.4\% \times 60 \text{月} = \underline{24\% \text{減額}}$

(注) 昭37.4.1以前に生まれた者が繰上げ請求した場合の減額率は0.5%です。

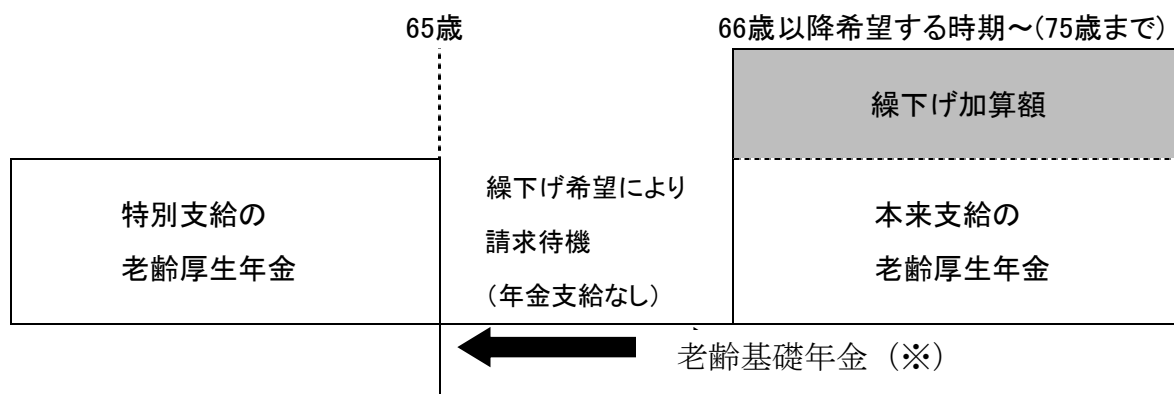
## エ 老齢厚生年金等の繰下げ支給

本来支給の老齢厚生年金は65歳に達した月の翌月から支給されることとされていますが、本人の希望により、繰下げの申出を行うことによって、繰り下げられた老齢厚生年金を受給することができます（特別支給の老齢厚生年金は、繰下げ支給を受けることはできません。）。ただし、65歳に達して本来支給の老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して1年を経過した日（通常は66歳に達するまで）の間に、当該年金を請求していないことが条件となります（待機期間）。

繰下げの期間は、66歳から75歳（昭和27年4月1日以前に生まれた者は70歳）までの間、月単位で設定することができます。

繰下げの申出を行った場合の年金額は、繰下げを行わなかった場合の年金額(注1)に対し、65歳から繰り下げた期間の月数（最小12月、最大120月（令和4年4月1日に60月から改正））につき、1月当たり0.7%増額した年金額を生涯にわたり受給することができます。

- (例) 66歳から受給  $0.7\% \times 12 \text{月} = \underline{8.4\% \text{増額}}$   
70歳から受給  $0.7\% \times 60 \text{月} = \underline{42\% \text{増額}}$   
75歳から受給  $0.7\% \times 120 \text{月} = \underline{84\% \text{増額}}$



(注1) 在職支給停止(下記オ参照)の措置を受けている場合には、繰下げ加算額の計算対象となる「繰下げを行わなかった場合の年金額」は、年金額のうち在職による支給停止額を除いた額となります。

(注2) 加給年金額は繰下げ加算の対象となっておりません。繰下げ請求による待機の期間中も加給年金額は支給されません。

(※) 老齢基礎年金については、老齢厚生年金と同様に、支給繰下げ制度が設けられており、66歳以降に繰り下げて受給することができます(75歳までの最大120月)。繰り下げた期間の月数1月につき、0.7%の額が加算されます。他の種別に係る老齢厚生年金と退職共済年金(経過的職域加算額)は同時に繰り下げの必要がありますが、老齢基礎年金はこれら(老齢厚生年金など)と一緒に繰り下げることが可能ですし、どちらか一方のみを繰り下げることが可能です。

なお、令和2年改正年金法により、令和4年4月1日から公的年金の繰下げ上限年齢が70歳から75歳に引き上げられたことに伴い、消滅時効(5年間)に対応するための仕組みである「本来受給選択時の特例的な繰下げみなし増額」が令和5年4月1日から施行されています。この仕組みは、70歳以降に老齢年金を請求する際に繰下げ申出を行わない場合、請求の5年前に繰下げ申出をしていたと見なし、増額された年金を支給するというものです。

## オ 在職支給停止

老齢厚生年金の受給権者が厚生年金の被保険者となつて働いているときは、次の条件により、年金の一部又は全部の支給が停止されます。

### (ア) 老齢厚生年金の支給停止

(計算前提)

年金の月額 = 老齢厚生年金の額 × 1 / 12

賃金の月額 = 当月の標準報酬月額 + 当月以前1年間の標準賞与額の 1 / 12

《(年金の月額 + 賃金の月額) ≤ 48万円》

支給停止額はなく、全額支給

《(年金の月額 + 賃金の月額) > 48万円》

= (年金の月額 + 賃金の月額 - 48万円) ÷ 2

### (イ) 退職共済年金(経過的職域加算額)の支給停止

第2号及び第3号厚生年金被保険者である間は、全額が支給停止となります。

それ以外の場合(他の種別の厚生年金被保険者である場合など)は、全額支給されます。

## カ 2以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する場合の取扱い

第2号厚生年金被保険者期間以外に他の種別の厚生年金被保険者期間を有している場合の老齢厚生年金については、次のように取り扱われます。

### (ア) 報酬比例額の計算

種別ごとの厚生年金被保険者期間や標準報酬月額等に基づき年金額が計算され、種別ごとに老齢厚生年金(報酬比例額)が決定・支給されます。

(イ) 加給年金額の加算

- a 加給年金額は、種別ごとの老齢厚生年金の計算基礎となっている厚生年金被保険者期間の月数を合算し、合計で240月以上ある者の年金に加算されます。

A 第2号厚生年金被保険者期間	B 第1号厚生年金被保険者期間
$A + B \geq 240 \text{ 月} \rightarrow$ <u>加給年金額の加算に該当</u>	

- b 前記 a の要件に該当した加給年金額については、基本的には、それぞれの年金額の計算の基礎となっている厚生年金被保険者期間が最も長い種別の年金に加算されます。

キ 老齢厚生年金と雇用保険法に基づく基本手当との調整

65歳未満の老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法に基づく求職の申込みを行い、基本手当を受給している間は、老齢厚生年金の支給が停止されます。

(7) 障害給付

ア 障害基礎年金

障害の程度が1級又は2級のときに日本年金機構から支給されます。

年金額は、次のとおりです。（令和5年4月分からの67歳以下の者の額）

1級の場合 993,750円

2級の場合 795,000円

なお、生計を維持している子がいる場合は、次の額が加算されます。

対象者	加給年金額	子の年齢要件
2人目までの子 1人につき	228,700円	18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあるか、20歳未満で厚生年金保険法に定める障害の程度が1級・2級に該当していること
3人目からの子 1人につき	76,200円	

イ 障害厚生年金

第2号厚生年金被保険者又は被保険者であった者が、次の(ア)から(ウ)までのいずれ

れかに該当しているときは、「障害厚生年金」が支給されます。

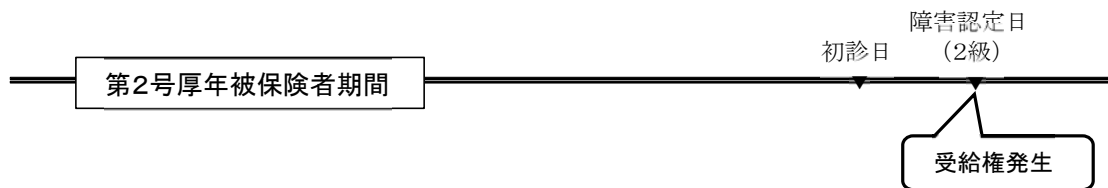
(注) 初診日の属する月の前々月までの1年間に国民年金の保険料未納期間があるとき等は、障害厚生年金が支給されない場合があります。

(ア) 初診日において第2号厚生年金被保険者であった者が、障害認定日(初診日から1年6月を経過した日、又はその前に症状が固定若しくは治癒したときはその日)に厚生年金保険法施行令で定める障害の程度が1級から3級の障害状態にあるとき

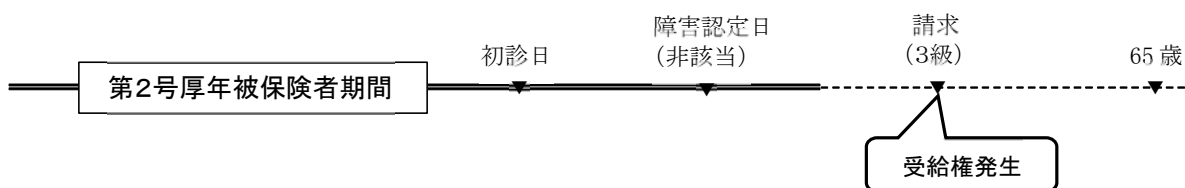
(イ) 初診日に第2号厚生年金被保険者であり、障害認定日において3級以上の障害等級に該当しなかった者が、同一傷病によりその後65歳に達する日の前日までの間に3級以上に該当する状態となり、請求したとき

(ウ) 第2号厚生年金被保険者の間に初診日のある傷病が、それ以前から有していた他の障害を併合し、65歳に達する日の前日までの間に初めて2級以上の障害等級に該当したとき

例1：(ア)の場合



例2：(イ)の場合



(年金額)

○ 障害等級が1級の場合

年金額 = 報酬比例額 × 125 / 100 (+ 配偶者の加給年金額 228,700円※)

○ 障害等級が2級の場合

年金額 = 報酬比例額 (+ 配偶者の加給年金額 228,700円※)

○ 障害等級が3級の場合

年金額 = 報酬比例額 (最低保障額 = 596,300円)

※ 配偶者の加給年金が支給停止要件に該当する場合(73頁参照)には、加算されません。

報酬比例額の計算式は、老齢厚生年金と同様です。ただし、被保険者期間月数は障害認定日の属する月までで計算されます。ただし、被保険者期間が300月未満の場合には、300月で計算されます。

また、初診日において第2号厚生年金被保険者であった者が、当該初診日から起算して5年を経過する日までの間に傷病が治癒した日において、政令に定める障害の要件を満たしているときは、一時金として「障害手当金」（＝報酬比例額×2）が支給されます。

#### ウ 障害共済年金（経過的職域加算額）

イにより障害厚生年金が支給される場合で、平成27年9月までに初診日がある障害の場合、併せて「経過的職域加算額」が障害共済年金として支給されます。

- ・ 年金額の計算式は、退職共済年金（経過的職域加算額）と同様です。ただし、被保険者期間月数は障害認定日の属する月までで計算されます。
- ・ 平成27年9月までの被保険者期間が300月未満の場合には、300月で計算されます。
- ・ 障害等級が1級の場合は、報酬比例額に1.25を乗じた額となります。

#### 【在職支給停止】

障害厚生年金は、厚生年金被保険者である間でも全額支給されます。ただし、第2号及び第3号厚生年金被保険者である間は、障害共済年金（経過的職域加算額）は全額が支給停止となります。

### (8) 遺族給付

#### ア 遺族基礎年金

遺族厚生年金が支給される場合(83頁イ参照)で、その者によって生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子（次のいずれかに該当する方）」には、遺族基礎年金が支給されます。

なお、生計維持関係は遺族厚生年金と同様です。

- ・ 配偶者については、次の子と生計を同じくしている者
- ・ 子については、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあるか、又は20歳未満で障害等級1級又は2級に該当する障害状態にあり、かつ、現に婚姻をしていない者

(令和5年4月からの67歳以下の者の額)

区 分	A (子のある配偶者)	B
配偶者が受ける遺族基礎年金 (AとBを合算した額)	795,000 円	子1人 228,700 円 子2人 457,400 円 子3人以上 457,400 円に3人目からの子 1人につき76,200 円を加算
子が受ける遺族基礎年金 (子1人あたりの年金の額は、AとBを合算した額を子の数で除した額)	795,000 円	子1人 ——— 子2人 228,700 円 子3人以上 228,700 円に3人目からの子 1人につき76,200 円を加算

## イ 遺族厚生年金

第2号厚生年金被保険者(在職中)又は被保険者であった者が死亡したときは、その者の遺族に「遺族厚生年金」が支給されます。

ただし、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の保険料未納期間があるとき等は、遺族厚生年金が支給されない場合があります。

(遺族の範囲)

被保険者又は被保険者であった者の死亡当時、その者によって「生計を維持していた者」(※)で、遺族の順位は次のとおりです。

※ 「生計を維持していた者」とは、生計を共にしていて、かつ、恒常的な年収が850万円未満(又は所得額が655万5千円未満)である者をいいます。

- ① 配偶者(夫は55歳以上に限る)
- ② 子
- ③ 父母(配偶者又は子が受給権を取得したときは遺族非該当)
- ④ 孫(配偶者、子又は父母が受給権を取得したときは遺族非該当)
- ⑤ 祖父母(配偶者、子、父母又は孫が受給権を取得したときは遺族非該当)

(注1) 夫、父母、祖父母は55歳以上の方に限ります。なお、受給者が60歳に達するまでの間は、当該年金の支給が停止されます。

(注2) 子、孫は18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあるか、又は20歳未満で障害等級1級又は2級に該当し、かつ、現に婚姻をしていない者となります。

(年金額)

次に掲げる(ア)又は(イ)のいずれかの年金額になります。

(ア) 受給権者が妻の場合

$$\text{年金額} = \text{報酬比例額} (+ \text{中高齢寡婦加算額(注)})$$

(イ) 受給権者が妻以外の場合

$$\text{年金額} = \text{報酬比例額}$$

(注) 妻が受給する遺族厚生年金(被保険者期間が240月以上で計算される場合)については、その妻が次のいずれかの要件に該当するときは、65歳に達するまで、年金額に中高齢寡婦加算額(596,300円)が加算されます。

- ・ 被保険者又は被保険者であった方の死亡時、40歳以上65歳未満である妻
  - ・ 40歳に達した当時、遺族に該当する子と生計を同じくして、その状態が継続している65歳未満である妻
- ・ 報酬比例額の計算式は、老齢厚生年金と同じ計算式により計算した額の3/4となります。
- ・ 第2号厚生年金被保険者である間に死亡した場合で被保険者期間が300月未満である場合は、300月で計算されます。
- ・ 受給者である妻が、被保険者又は被保険者であった者の死亡について遺族基礎年金の支給を受けるときは、その間、中高齢寡婦加算額の支給が停止されます。

**ウ 遺族共済年金(経過的職域加算額)**

遺族厚生年金が支給される場合で、平成27年9月までの被保険者期間を有する者の遺族には、併せて「経過的職域加算額」が遺族共済年金として支給されます(公務によらない死亡に限ります。)

- ・ 年金額の計算式は、退職共済年金(経過的職域加算額)と同じ計算式により計算した額の3/4となります。
- ・ 第2号厚生年金被保険者である間に死亡した場合で平成27年9月までの期間が300月未満である場合は、300月で計算されます。

**(9) 離婚等の場合の年金分割**

**ア 平成19年4月以後に離婚等をした場合の年金額の分割**

夫婦が離婚した場合に、被保険者本人及びその配偶者の両者が合意した場合又は裁判所の決定が行われた場合には、婚姻期間における標準報酬月額等を最大で2分



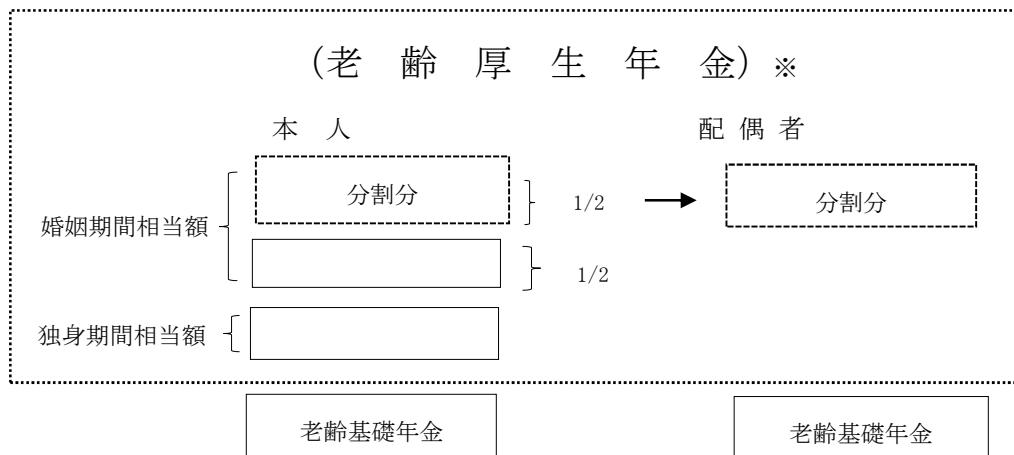
の1ずつ分割することができます。分割の割合は夫婦の話合い又は裁判所の決定によります。

年金分割の請求は、原則、離婚後2年以内に行わなくてはなりません。配偶者に分割された標準報酬月額等に基づく年金は、分割を受けた配偶者自身の支給開始年齢から支給され、分割を行った後に分割をされた被保険者本人が死亡しても、分割を受けた配偶者の年金受給に影響はありません。なお、分割の対象となるのは老齢厚生年金及び退職共済年金（経過的職域加算額）で、それぞれの老齢基礎年金には影響はありません。

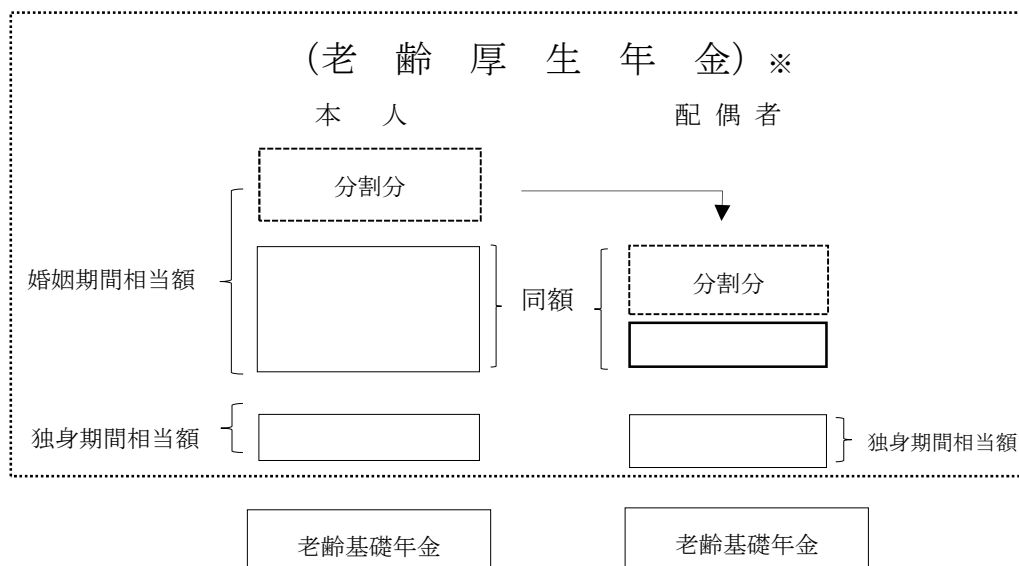
また、再婚した場合、引き続きご自身の年金として受給することができます。

### 《参考》 年金分割の例

(専業主婦世帯)



(共働き世帯)

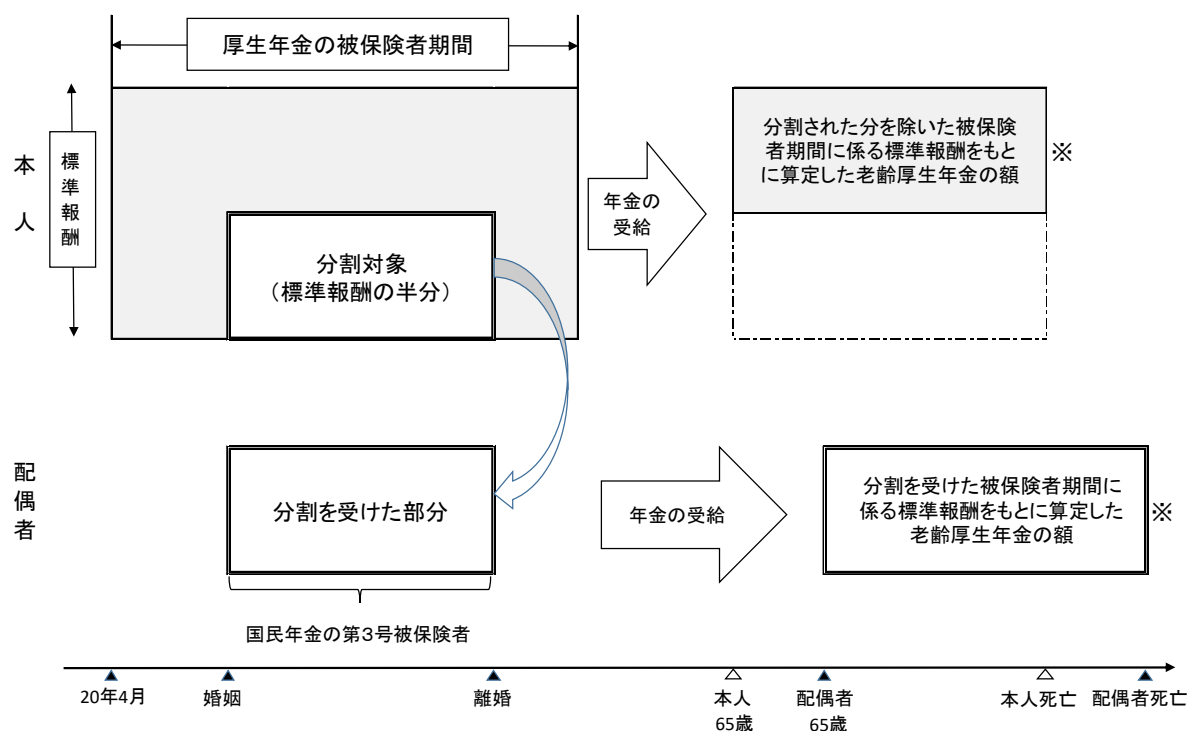


※ 退職共済年金（経過的職域加算額）を含む。

## イ 平成20年4月からの国民年金の第3号被保険者期間の年金分割

夫婦間の合意が得られない場合でも、被保険者本人でない配偶者の国民年金の第3号被保険者期間については、夫婦共同で掛金を負担したものとみなし、第3号被保険者であった配偶者の請求により、標準報酬月額等の2分の1が自動的に第3号被保険者であった配偶者の分となります。ただし、自動的に分割されるのは第3号被保険者であった配偶者の平成20年4月以降の第3号被保険者期間のみで、それ以外の期間についてはアと同様に夫婦の同意又は裁判所の決定が必要となります。分割された標準報酬月額等に基づく年金は、分割を受けた配偶者自身の支給開始年齢から支給され、分割をされた被保険者本人が死亡しても分割を受けた配偶者は生涯受給することができます。

この場合にも分割の対象となるのは老齢厚生年金及び退職共済年金（経過的職域加算額）で、それぞれの老齢基礎年金には影響はありません。



※退職共済年金(経過的職域加算額)を含む。

## (10) ねんきん定期便

国家公務員共済組合連合会から通知される「ねんきん定期便」は、現在、国家公務員共済組合に加入している者又は直近に国家公務員共済組合に加入していた者などを対象として、原則として、本人の毎年の誕生月の下旬に連合会から送付されます。

(35歳、45歳及び59歳以外の方) ……ハガキによる通知

- ・これまでの年金加入期間

- ・老齢厚生年金の見込額

  - 50歳以上の者…現在の加入条件で60歳まで加入したものと仮定した金額

  - 50歳未満の者…これまでの加入実績に応じた額

- ・直近1年間の標準報酬月額及び保険料納付額等

- ・これまでの保険料納付額（累計額）

(35歳、45歳及び59歳の方) ……封書による通知

- ・これまでの年金加入期間

- ・老齢厚生年金の見込額

  - 50歳以上の者…現在の加入条件で60歳まで加入したものと仮定した金額

  - 50歳未満の者…これまでの加入実績に応じた額

- ・これまでの年金加入履歴

- ・直近1年間の標準報酬月額及び保険料納付額の月別状況

- ・これまでの国民年金保険料納付状況（国民年金加入歴のある者のみ）

### (参考) KKR年金スマートサービス

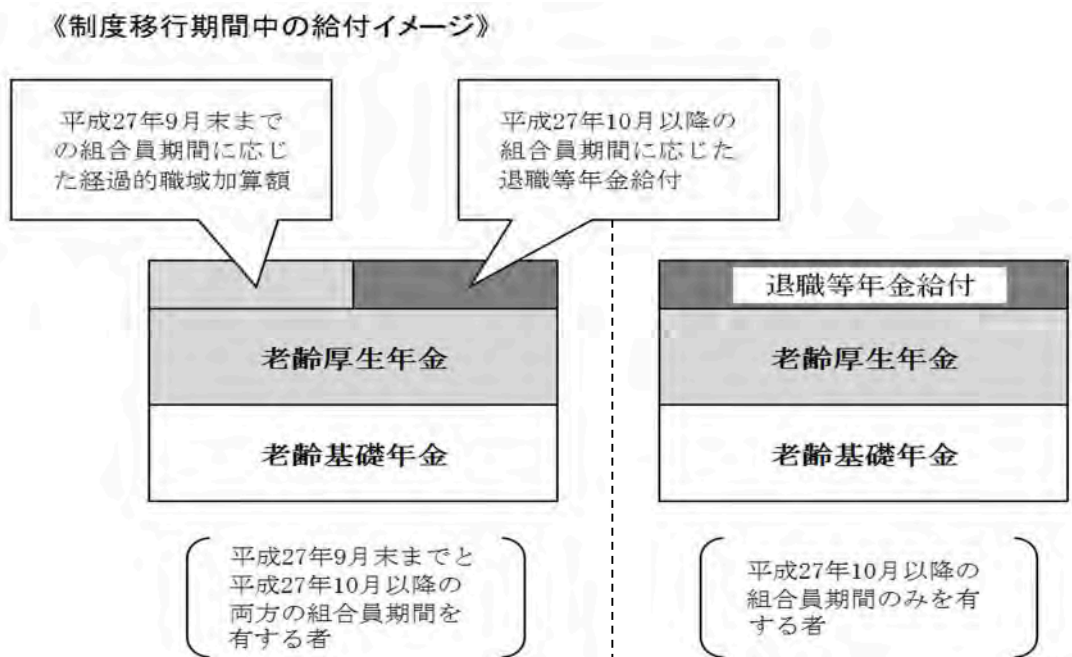
国家公務員共済組合連合会では、年金の受給年齢に達していない現在組合員及び元組合員（後に地方公務員共済組合員になった者を除く）を対象にインターネットを通じて第2号厚生年金被保険者期間、各月の標準報酬月額や標準期末等の額、ねんきん定期便、退職年金分掛金の払込実績通知書及び老齢厚生年金額試算等の年金情報を電子的に受け取ることができる「KKR年金スマートサービス」を提供しています。詳しくはKKRのホームページをご覧ください。

(<https://www.kkr.or.jp/nenkin/kkr-2.html>)

### 3 退職等年金給付制度

被用者年金制度の一元化により、国家公務員は、平成27年10月から「厚生年金保険制度」の適用を受けることとなり、「職域加算額」の廃止に伴い新たに創設された「退職等年金給付制度」の適用を受けることとなりました。

退職等年金給付には組合員又は組合員であった者の退職による退職年金、公務上の障害を支給事由とする公務障害年金、公務上の死亡を支給事由とする公務遺族年金の3種類があります。



#### (1) 退職年金

平成27年10月以後の期間を有する国家公務員には、老齢厚生年金と併せ、原則65歳から退職等年金給付制度による「退職年金」が支給されます。

なお、平成27年9月までの期間を有する者については、退職共済年金として「経過的職域加算額」も支給されます。

手続が必要になりますが、当分の間、受給開始を60歳以上65歳に達する日の前日までの希望するときからに変更することができます（繰上げ受給）。ただし、この請求は、終身退職年金と有期退職年金を同時に行う必要があります。

また、65歳を超え75歳に達する日の前日までの間の希望するときから繰り下げて受給することもできます。この申出は、繰上げ受給と同様、終身退職年金と有期退職年金を同時に行う必要があります。

#### 【受給要件】

次のすべての条件を満たしているときに支給されます。

- ・ 65歳に達していること
- ・ 退職していること
- ・ 1年以上の引き続く組合員期間を有していること

## 【退職年金の種類】

退職年金は、次の2種類に分類されます。

### ア 終身退職年金

支給期間を終身とする年金

### イ 有期退職年金

支給期間を240月とする年金（当該年金の給付事由が生じた日から6月以内に、退職年金の請求と同時に「支給期間を120月」とする短縮の申出を行うことが可能。年金ではなく一時金としての受け取りも可能。（下記の【年金等額】のウ参照。）

## 【年金等額】

退職年金の年金等の額は、給付算定基礎額を基礎としてそれぞれ次のように計算されます。

給付算定基礎額＝（平成27年10月1日以後の組合員期間に係る各月の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額×付与率）の累計額  
＋  
当該各月から給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に応じ、基準利率により複利計算の方法で計算した利子の総額

### ア 終身退職年金額

（当初決定時から9月30日までの年金額）

終身退職年金額＝終身退職年金算定基礎額<sup>※1</sup>／給付事由発生時の受給権者の年齢区分に応じた終身年金現価率<sup>※2</sup>

※1 給付算定基礎額の1／2の額（組合員期間が10年未満の時は1／4）

※2 毎年9月30日までに、連合会の定款で定める率

（10月1日以降の決定額）

終身退職年金額＝各年の10月1日から翌年9月30日の終身退職年金算定基礎額<sup>※3</sup>／各年の10月1日における受給権者の年齢区分に応じた終身年金現価率<sup>※2</sup>

※3 各年の9月30日における終身退職年金額×同日における受給権者の年齢（各年の3月31日における受給権者の年齢+1歳）に対して適用される終身年金現価率<sup>※2</sup>

### イ 有期退職年金額

（当初決定時から9月30日までの年金額）

有期退職年金額＝有期退職年金算定基礎額<sup>※1</sup>／支給残月数<sup>※2</sup>に応じた有期年金現価率<sup>※3</sup>

- ※1 給付算定基礎額の1/2の額（組合員期間が10年未満の時は1/4）
- ※2 「240月（短縮申出があった場合は120月）－その年の9月分までの有期退職年金の支給済月数」により計算した支給残月数
- ※3 毎年9月30日までに連合会の定款で定める率

（10月1日以降の決定額）

有期退職年金＝各年の10月1日から翌年9月30日までの有期退職年金算定基礎額／各年の10月1日における支給残月数に応じた有期年金現価率<sup>※4</sup>

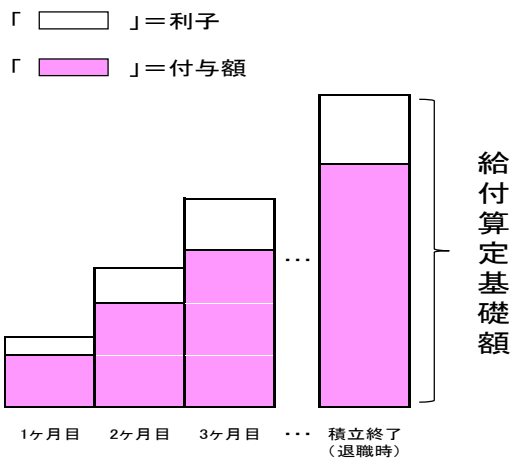
- ※4 各年の9月30日における有期退職年金額×その年の10月1日における支給残月数に応じて適用される有期年金現価率

## ウ 有期退職一時金

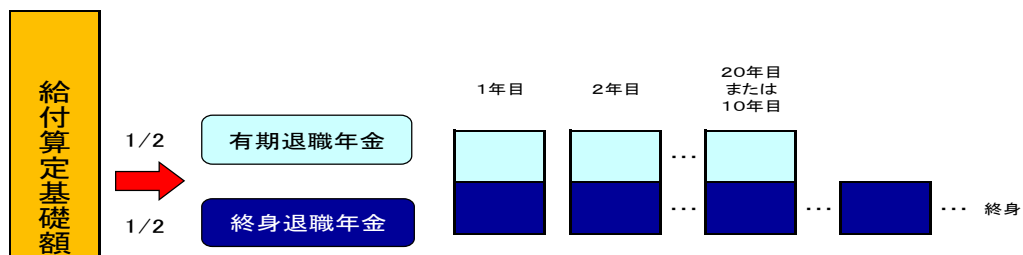
給付事由が生じた日から6月以内に請求することで、有期退職一時金として受給することができます。ただし、この請求は退職年金の請求と同時に行わなければなりません。

### 積立時と給付時のイメージ

#### 給付設計【積立時】



#### 給付設計【給付時】



（注）給付算定基礎額の1/2（組合員期間が10年に満たない場合は1/4）ずつがそれぞれ「終身退職年金」と「有期退職年金」に充てられます。  
 なお、「有期退職年金」は、一時金としての受給も可能です。

## (2) 公務障害年金

平成27年10月以後の組合員である間に初診日のある公務傷病（公務による傷病または負傷に係る傷病のこと。通勤災害は除く。）により、1級から3級以上の障害状態に該当したときは、障害厚生年金と併せ、退職等年金給付制度による「公務障害年金」が支給されます。

なお、受給権者が組合員であるとき、3級以上の障害等級に該当しなくなったときは、当該年金の支給が停止されます。

また、死亡したとき、障害程度非該当となった者が65歳に達したとき（ただし障害程度が非該当となった日から3年が経過していないときを除く。）は、当該年金の受給権は消滅します。

## (3) 公務遺族年金

平成27年10月以後に、公務傷病（通勤災害は除く）により死亡したときは、遺族厚生年金と併せ、退職等年金給付制度による「公務遺族年金」が支給されます。

遺族の範囲と順位は、遺族厚生年金にかかる遺族と同様です。

なお、夫、父母、祖父母に対する公務遺族年金は、受給者が60歳に達するまでの間は、支給が停止されます。

また、死亡したとき、離婚したとき、直系血族及び直系姻族以外の養子となったときなどに該当したときは、当該年金の受給権は消滅します。

#### 4 公的年金等に係る税金

厚生年金、国民年金などの公的年金等は、所得税法上は「雑所得」として、年金支給の際に所得税の源泉徴収を受けます(障害年金、遺族年金は非課税)。公的年金等に係る所得税には各種の所得控除がありますが、源泉徴収において所得控除の適用を受ける場合には、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を毎年、国家公務員共済組合連合会へ提出するなどの手続が必要となります。ただし、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出の有無にかかわらず、ご本人の基礎的控除は適用されます。退職後、企業等に就職している場合で、その勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している場合は、国家公務員共済組合連合会への「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出は必要ありませんが、確定申告の際に給与収入と年金収入の合計額に対して税金の精算が行われます。

源泉徴収の対象となる公的年金等は、その年中に支給される支給額が65歳未満の者については108万円以上、65歳以上の者については158万円(老齢基礎年金の受給対象である者は80万円)以上のときです。

なお、平成27年10月以降の共済組合員期間を対象とした「退職等年金給付」の退職年金を受けられる者が、有期退職年金を「一時金」で受給することを選択したときには、「退職所得」として課税の対象となります。

#### 【源泉徴収税額の計算式(定期支給期月毎)】

ア 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を国家公務員共済組合連合会へ提出した場合

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{2か月分の年金の支給金額} - \text{1か月の控除額}^{\ast 1} \times 2) \times 5.105/100$$

$$\ast 1 \text{ 1か月の控除額} = \text{A 基礎的控除額(月額)} + \text{B 人的控除額(月額)}$$

A 基礎的控除額 (月額)

受給者	基礎的控除額(月額)
65歳未満の場合	公的年金等の支給金額の月割額 $\times$ 25/100 + 65,000円 (計算した金額が90,000円未満のときには 90,000円)
65歳以上の場合	公的年金等の支給金額の月割額 $\times$ 25/100 + 65,000円 (計算した金額が135,000円未満のときには 135,000円)



B 人的控除額（月額 ①から⑤により求めた額の合計）

区 分	内 容	人 的 控 除 額
受給者本人 に係るもの	① 障害者の場合	22,500円
	特別障害者の場合	35,000円
	② 寡婦の場合	22,500円
	ひとり親の場合	30,000円
控除対象配 偶者及び扶 養親族に係 るもの	③ 控除対象配偶者の場合	32,500円
	老人控除対象配偶者(70歳以上)の場合	40,000円
	④ 控除対象扶養親族の場合	一人につき32,500円
	特定扶養親族の場合	〃 52,500円
	老人扶養親族(70歳以上)の場合	〃 40,000円
⑤ ③、④及び16歳未満の扶養親族の者 <sup>※</sup> が		
・ 障害者の場合	一人につき22,500円	
・ 特別障害者の場合	〃 35,000円	
・ 同居特別障害者の場合	〃 62,500円	

- (注) ・ 「障害者」とは、身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。  
 ・ 「特別障害者」とは、障害者のうち心身に重度の障害がある者をいいます。  
 ・ 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、16歳以上の一定の者をいいます。  
 ・ 「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、19歳以上23歳未満の者をいいます。

※ 「16歳未満の扶養親族の者」について

所得税法の改正により、平成23年分から16歳未満の扶養親族の者に対する扶養控除は廃止となりました。ただし、その扶養親族の者が障害の状態にあるとき、障害の程度と受給者との同居の有無に応じて、障害者・特別障害者および同居特別障害者の控除を受けることができます。

イ 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を連合会へ提出しなかった場合

$$\text{源泉徴収税額} = (2 \text{ か月分の年金の支給額} - \underline{1 \text{ か月の控除額}}^{\text{※2}} \times 2) \times 5.105/100$$

$$\text{※2} \quad 1 \text{ か月の控除額} = \text{A 基礎的控除額(月額)}$$

## 【住民税】

住民税(道府県民税、市町村民税(東京都の場合は、都民税、特別区民税(23区)もしくは市町村民税))は、前年の所得を基に課税されることになっていますが、所得税と異なり基本的に源泉徴収はされません。

一定額以上の公的年金等を受給している単身者の場合(65歳未満105万円超、65歳以上155万円超(お住まいの市区町村によって異なります))には、普通徴収又は特別徴収(下記※)のいずれかの方法によって住民税を納税することになります。

この場合、その年の公的年金等の金額から受給者の年齢や公的年金等の金額に応じて、次表(「所得税・住民税に係る公的年金等控除額」)に掲げる控除額及び該当する所得控除の金額を差し引いた残りの金額が雑所得として課税されることとなります。

### (所得割額)

所得割額の税率は、道府県民税が4%、市町村民税が6%

(注) 指定都市に住所を有する場合は、道府県民税が2%、市町村民税が8%

### (均等割額)

一人当たりの均等割額は、道府県民税は1,500円、市町村民税は3,500円

(注) 均等割額については、復興財源確保のため、平成26年6月から10年間、道府県民税及び市町村民税がそれぞれ500円引き上げられている。

### ※ 住民税の徴収方法

65歳以上の公的年金受給者の年金所得に係る住民税は、税額決定通知書により市区町村から通知され、公的年金の支払者が年金の支払の際にその人の年金から引き落として、これを翌月の10日までに市区町村に納入することになっています。これを公的年金からの特別徴収といいます。

公的年金からの特別徴収は、年6回(偶数月)の公的年金の支払の際に行われ、4月、6月及び8月には、前年度分の税額の6分の1ずつが、10月、12月及び翌月2月には、その年度の住民税額から4月～8月に徴収された額を差し引いた残りの税額の3分の1ずつが徴収されます。

また、特別徴収の対象とならない場合は、普通徴収の対象となり、確定申告等の結果に基づいて、毎年6月頃に住所のある市区町村から納付書が送付されますので、最寄りの金融機関又は郵便局で納付することとなります。

## 【所得税・住民税に係る公的年金等控除額】

受給者の区分	その年の公的年金等の金額 (A)	控 除 額
65歳未満 の場合	130万円以下	60万円
	130万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27万5千円$
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 68万5千円$
	770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145万5千円$
	1,000万円超	195万5千円
65歳以上 の場合	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27万5千円$
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 68万5千円$
	770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145万5千円$
	1,000万円超	195万5千円

なお、住民税の額は市区町村ごとに決定していますので、詳細については、住所のある市区町村の担当窓口にて照会してください。

## 【確定申告】

所得が源泉徴収されている年金のみの場合で、その収入金額が400万円以下のときは、確定申告をする必要はありません。例えば、3月まで給与収入があり、4月に定年退職して、その後再就職をせず、老齢厚生年金を受給した場合など、その年に年金以外に給与所得など他の所得がある人は、確定申告が必要な場合があります。

なお、所得が年金のみの場合など確定申告をする必要がないときでも、社会保険料や生命保険料を支払ったなどの理由により、源泉徴収された所得税額の1年間の合計額の方が、その年1年間の所得について計算した所得税額よりも多い場合には、確定申告により所得税額の還付を受けることができます。

## 5 年金の請求手続と支給時期

### (1) 請求手続

年金の受給権を満たすと年金を受ける権利が生じますが、実際に年金を受けるためには、請求手続が必要になります。

#### ア 公的年金

##### (ア) 老齢基礎年金

公的年金制度の加入経歴が国家公務員共済組合のみの場合、下記（イ）で説明する「老齢厚生年金（退職共済年金（経過的職域加算額））決定請求書」と併せて「老齢基礎年金請求書」が送られてきますので、必要事項を記入のうえ、支給開始年齢到達後に提出してください（国家公務員共済組合以外の加入経歴がある場合には日本年金機構から「老齢基礎年金請求書」が送付されます。）。

##### (イ) 老齢厚生年金、退職共済年金（経過的職域加算額）

老齢厚生年金の受給権が発生する時期の直近に加入していた被保険者の種別に応じ、その受給権が発生する3か月前に、加入していた実施機関から「老齢厚生年金（退職共済年金（経過的職域加算額））決定請求書」が、送られてきます。例えば、受給権が発生する時期の直近に国家公務員共済組合の組合員であった方であれば、国家公務員共済組合連合会から送られてきますので、必要事項を記入し、支給開始年齢到達後に提出してください。

なお、特別支給の老齢厚生年金を既に受給している方については、65歳になると特別支給の老齢厚生年金を受ける権利は消滅します。65歳に達する受給資格のある方に対しては、支給開始年齢到達の2か月前に、国家公務員共済組合連合会から、ハガキ様式の年金決定請求書が送られてきますので、年金を請求する場合には、65歳に達する月の前月20日前後までに提出してください。

##### (ウ) 年金の請求先

2以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する場合（第2号厚生年金被保険者期間以外に他の種別の厚生年金被保険者期間を有している場合）のほか、年金の繰上げ請求、繰下げ請求についても、日本年金機構の年金事務所や国家公務員共済組合連合会等の希望するいずれかの実施機関で請求を行うことが可能となっています。国家公務員共済組合以外の加入経歴がある場合の老齢基礎年金の請求先は日本年金機構になります。

なお、請求先がひとつになっても、老齢厚生年金額の決定と支給は、実施機関ごとに行います。国家公務員共済組合の加入期間に係る老齢厚生年金額の決定と支給は、国家公務員共済組合連合会が行うこととなります。

## イ 退職等年金給付制度による「退職年金」

請求手続に必要な請求書については、退職または65歳到達月のいずれか遅い時期に国家公務員共済組合連合会から送付されてきます。

## ウ 各種の届出

年金を継続して受給するためには、毎年届出が必要になるものや一身上に異動があったときなどに、その都度、届出が必要になるものがあります。

毎年届出が必要な用紙や案内は、国家公務員共済組合連合会から必要な時期に送付されますが、その他の場合は、所定の用紙を使用して届出を行うことになります。

用紙等は、国家公務員共済組合連合会のホームページ (<https://www.kkr.or.jp/>) からダウンロードするか、電話で取り寄せることができます。

## (2) 支給時期

### ア 年金の支給の始期及び終期

年金はその給付事由の生じた日の属する月の翌月分（誕生日の前日の翌月分）から支給され、その事由がなくなった日の属する月までの分が月計算で支給されます。

例えば、4月1日が誕生日の方は4月分から支給され、4月2日誕生日の方は5月分から支給されます。

### イ 年金の支給回数及び支給時期

年金は年6回の支給期月（偶数月）に、それぞれの前々月分と前月分の2か月分が支払われます。支給日は、15日（土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その直前の平日に繰上げ）で、指定した振込先に振り込まれます。

定期支給期月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
支払われる年金	前年12月分 1月分	2月分 3月分	4月分 5月分	6月分 7月分	8月分 9月分	10月分 11月分

## 6 定年後の社会保険制度

退職後にフルタイム勤務で再任用される場合は国家公務員共済組合に加入することになりますが、短時間勤務の再任用職員となった場合、民間企業に再就職した場合、あるいは、自営業を営む場合には、それぞれに対応する他の社会保険制度に加入することになります。

### (1) 年金

ア 平成28年10月から、退職後に民間企業に再就職する場合は、勤務先の事業が健康保険適用事業所であり、フルタイム勤務の所定労働時間及び所定労働日数の4分の3（以下「**4分の3基準**」という。）以上勤務をする者は厚生年金保険に加入することになりました。加入手続は事業所側で行います。再任用短時間勤務職員になった場合にも同様に4分の3基準に該当する場合、厚生年金保険に加入することになります。なお、4分の3基準を満たさない場合であっても、以下の5要件の全てを満たす職員については、厚生年金保険に加入することになります。

- (ア) 1週間の勤務時間が20時間以上であること
- (イ) 雇用期間が2か月を超えて見込まれること（令4.10から）
- (ウ) 月額賃金が8.8万円以上（年収106万円以上）であること
- (エ) 学生でないこと
- (オ) 特定適用事業所（常時100人超の企業、令6.10に50人超に拡大、国・地方公共団体の機関は規模に関係なく該当）に勤めていること

イ 60歳前に退職し、どこにも再就職しない場合は、60歳まで国民年金に加入する必要があります。自分で居住する市区町村の年金担当課で手続きをしなくてはなりません。60歳未満の被扶養配偶者についても国民年金に加入する必要がありますので一緒に手続きをしてください。

### (2) 医療保険

医療保険は、国民皆保険制度ですから、退職後もいずれかの医療保険制度に加入することになります。加入手続が必要ですので、期限内に済ませてください。

退職後、健康保険適用事業所で民間企業に4分の3基準以上の勤務で再就職する場合は、勤務先の事業所の健康保険制度に加入することになります。

また、再就職先が健康保険の適用外事業所の場合や4分の3基準未満の再任用短時間勤務職員で5要件（上記(1)ア（ア）～（オ））を満たさない場合、あるいは、

どこにも再就職しない場合は、居住する市区町村の国民健康保険に加入するか、現在の所属共済組合の任意継続組合員（給付内容は在職中と同じ。）となるかを選択することになります（次表参照）。

【国家公務員への暫定再任用、定年前短時間勤務の場合】

再任用	フルタイム		共済組合
	短時間	勤務時間・勤務日数がフルタイムの3/4以上	共済組合 (令4.9以前は健康保険)
		勤務時間・勤務日数がフルタイムの3/4未満で上記(1)アの5要件を満たす職員	
	それ以外の職員	国民健康保険 又は 共済任意継続組合員	

【民間企業等への再就職の場合】

健康保険の適用事業所である場合	フルタイム		健康保険
	短時間	勤務時間・勤務日数がフルタイムの3/4以上	
		勤務時間・勤務日数がフルタイムの3/4未満で上記(1)アの5要件を満たす職員	
	それ以外の職員	国民健康保険 又は 共済任意継続組合員	
健康保険の適用事業所でない場合			国民健康保険 又は 共済任意継続組合員

【自営業又は再就職しない場合】

国民健康保険又は共済任意継続組合員

(注) 上記の例で、「国民健康保険又は共済任意継続組合員」に該当する場合でも、収入が一定額以下であるなどの条件を満たせば、子等の被扶養者になることもできます。

ア 健康保険

加入： 再就職先が健康保険の適用事業所の場合は、「組合管掌健康保険（組合健保）」又は「全国健康保険協会（協会けんぽ）」に加入することになります。管轄の年金事務所で加入手続をする必要がありますが、手続は事業所側で行います。

保険料： 組合健保の保険料は、各組合が定める保険料となります。

協会けんぽは、平成21年9月から、医療費等の実情に応じた都道府

県ごとに保険料率（従前は全国一律の保険料率）が設定されています。令和5年3月（4月納入分）からの保険料は、給与月額（標準報酬月額）と賞与の額（標準賞与額）に9.33（新潟県）～10.51%（佐賀県）を乗じて得た額を、事業主と被保険者が半分ずつ負担することとなっています。

この他に介護保険の保険料も併せて負担することされており、令和5年4月現在の保険料率は全国一律1.82%で、給与月額（標準報酬月額）と賞与の額（標準賞与額）にこの率を乗じて得た額を、事業主と被保険者が半分ずつ負担することになります。

なお、制度の詳細については、所管の年金事務所又は全国健康保険協会の各支部に照会してください。

医療費の一部負担金：

入院、外来とも70歳未満の者は医療費の3割（義務教育就学前の被扶養者については2割）が自己負担になります。

なお、70歳から74歳までの被保険者や被扶養者には、加入している健康保険から「高齢受給者証」が交付され、医療機関等の窓口で健康保険証と併せて提示すると、標準報酬月額が28万円未満の場合は、医療費の自己負担額が2割となります。

## イ 国民健康保険

加入： 退職日の翌日から14日以内に居住する市区町村の国民健康保険担当窓口で手続きをしてください。前の保険が終了した日の翌日に遡って適用されますが、手続きが遅れると保険給付が一時差し止められたり延滞金の支払を求められたりすることがありますので注意が必要です。

保険料： 各市区町村により異なります（基本額、前年所得による額又は前年の住民税額による額、世帯人員等による額等により算出）。上記アと同様、介護保険の保険料も負担することになります。

医療費の一部負担金：

入院、外来とも医療費の3割が自己負担になります。

なお、「高齢受給者証」は市区町村から交付され、現役並み所得者以外の場合には、医療費の自己負担額が2割となります。

（注）現役並み所得者：世帯に課税所得が145万円以上の人がある、かつ、高齢者複数世帯の収入の合計が520万円以上（高齢者単身世帯の場合は383万円以上）の人が該当



## ウ 共済組合の任意継続組合員制度

加 入： 退職した日から起算して20日以内に退職の際に所属していた共済組合で手続をしてください（退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であったことが必要です。）。

加入期間： 退職した日の翌日から2年間が限度になります。脱退はいつでも可能です。

掛 金： 任意継続組合員となった場合の掛金は、いわゆる事業主（国）負担分も本人が負担して納付することになります。

### （ア）任意継続組合員の掛金

「標準報酬月額 ×（短期共済掛金率＋福祉掛金率（＋介護掛金率））」という算式で掛金を求めます。ここで算定基礎となる標準報酬月額は、「退職時の標準報酬月額」又は「前年の9月30日現在の所属共済組合の全組合員の平均標準報酬月額」のいずれか低い額になります。

任意継続組合員は、いわゆる事業者負担分（国等の負担金分）も併せて納付することになるため、掛金額は現役時の約2倍になります。

なお、掛金は任意継続組合員となった日の属する月から納付しなくてはなりません。

内閣共済の場合：通常組合員 39.44/1000 の2倍の 78.88/1000  
(介護掛金：通常組合員 8.56/1000 の2倍の 17.12/1000)  
※令和5年8月現在

### （イ）掛金の前納

掛金をまとめて前納する場合には、前納する期間に応じた率が定められており、例えば、12月分の前納の場合には11.748502、6月分の前納の場合には5.931847を、毎月の掛金額に乗じた額となります。

なお、前納一括払いをする場合には、退職年度内の各共済組合が指定する日までに掛金を払い込む必要があります。

### 【国民健康保険の被保険者と共済組合の任意継続組合員との保険料の比較】

国民健康保険の保険料(所得割)は、前年の所得を基に計算されます。そのため、退職直後の1年目の保険料は、退職前の比較的高い所得を基礎として計算されることにより、一般的に、共済組合の任意継続組合員となった場合の保険料よりも高くなる傾向があります。

2年目は、就業の有無、就業の形態(例えば、週20時間未満の定年前再任用短時間勤務・短時間暫定再任用や再就職先での勤務形態など)によりますが、収入が減少した場合には、1年目の保険料が維持される共済組合の任意継続より、減少した収入により再計算される国民健康保険の保険料の方が低くなることもあります。保険料は市区町村によって異なります。

なお、1年目は共済組合の任意継続組合員となり、2年目は国民健康保険に加入することは可能です。

ただし、定年の段階的延長に伴う役職定年等により退職前の収入が下降局面に入っている場合には、一概に比較することが難しいケースも生じますので、いずれにしても、退職前(共済組合員資格喪失前)に、所属の共済組合及び住所のある市区町村の担当窓口へ照会して確認し、事前に検討・準備を進めておいてください。

## エ 子等の医療保険の被扶養者になる場合

退職後、再就職をしないで、健康保険、国民健康保険、共済組合の任意継続組合員の被保険者にならず、子等の家族に扶養される場合は、当該家族が加入している保険制度の被扶養者になることとなります。

被扶養者となるためには、60歳以上の者または障害年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者については年収180万円未満、それ以外の人については年収130万円未満であることに加えて、同一世帯の場合は当該家族(被保険者)の年収を上回らない、同一世帯でない場合は当該家族からの援助額より少ない、という所得制限があります。

## オ 後期高齢者医療制度

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき平成20年4月から始まった制度です。高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と若者世代の負担の明確化等を図る観点から、75歳以上の後期高齢者全員と、65歳から74歳の前期高齢者で一定の障害認定を受けた者を対象とするもので、他の医療保険制度とは別の制度です。

これまでに加入していた医療保険(国民健康保険、被用者保険)から脱退し

て、後期高齢者医療制度の被保険者になります。

(ア) 運営主体

都道府県ごとに全ての市区町村が加入する後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）

(イ) 被保険者

- ・ 広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者
- ・ 65歳から74歳の人で広域連合から障害認定を受けた者

(ウ) 被保険者資格の取得

資格取得日は、75歳の誕生日

障害認定の場合は、保険者が障害認定した日

(エ) 保険証の交付

被保険者へ1人1枚

(オ) 保険料

保険料は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計額で、保険料の徴収は、被保険者の年金支給額から特別徴収（天引き）されますが、手続をすれば口座振替によることも可能。

なお、75歳以上の後期高齢者の保険料の上限は、令和6年度には現行の66万円から73万円（年収211万円超）、令和7年度からは80万円（年収153万円超）に引き上げられることとなっています。

(カ) 医療費の一部負担金

- ・ 入院、外来とも、原則医療費の1割
- ・ 現役並み所得者（前記イ(注)参照）は3割

### (3) 介護保険

介護保険は、高齢化が進むことにより生じる心身の変化に起因する疾病等によって「要介護状態」又は「要支援状態」にある人が日常生活を営むことができるように必要な保健サービス及び福祉サービスが受けられる制度であり、40歳以上の人全員を対象者（被保険者）とする地域保険であり、市区町村が運営（保険者）する強制加入の公的社会保険です。

65歳以上の方は第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の方は第2号被保険者とされており、保険料は所得段階に応じて市区町村ごとに設定（長期・短期共済組合員及び任意継続組合員の場合は共済組合が定める率）され、保険料は、第1号被保険者は年金支給額から、第2号被保険者は医療保険の保険料から徴収されます。

介護サービスが利用できるのは、第1号被保険者の場合は寝たきりや認知症などにより日常生活で常時介護を必要とする「要介護状態」及び「要支援状態」にある者で

あり、また、第2号被保険者の場合は初老期の認知、脳血管疾患等加齢に伴う疾病（特定疾病）により介護が必要となった者であり、申請により要介護又は要支援の認定を受ける必要があります。

介護サービスを受けるときの利用者の負担割合は、65歳以上の人で、本人の合計所得金額が160万円未満の場合は1割ですが、160万円以上220万円未満の場合は世帯収入に応じて1割又は2割、220万円以上の場合は世帯収入に応じて1割から3割と、世帯所得に応じて負担割合が異なってきます。

（参考情報） 「高齢社会への心構えと介護の基礎知識」と題した寄稿文を資料編（218頁）に掲載していますので、ご参照ください。

#### （4）雇用保険

##### ア 加入資格

定年後に再任用職員となった場合や民間企業に再就職した場合には、次の（ア）、（イ）のとおり、その雇用形態、雇用期間に応じて雇用保険に加入し、保険料を負担することになります。

##### （ア）フルタイム勤務で再就職した場合

正規の従業員と週所定労働時間が同じである場合は、雇用期間に関係なく再就職した日から被保険者となります。

##### （イ）短時間勤務の場合

短時間勤務の場合には、31日以上引き続いて雇用される見込みがあり、所定労働時間が週20時間以上の場合に被保険者となります。

雇用契約の内容（雇用契約の更新の有無等）により31日以上の継続性があると判断した場合は雇用の当初から、また、雇用期間が30日など雇用契約の内容から31日未満であることが明らかな場合には被保険者にはなりません。31日以上雇用されることが見込まれることとなった場合には、その時点から被保険者となります。

##### イ 保険料率（令和5年4月以降）

	被保険者負担 (A)	事業主負担 (B)	雇用保険料率 (A) + (B)
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・清酒製造業	7/1,000	10.5/1,000	17.5/1,000
建設業	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000

## ウ 受給要件

雇用期間が終了し離職し、以下の要件を満たす場合には求職者給付として基本手当を受給することができます。

- ・ 離職前の2年間に賃金支払の基礎となった日数が11日以上又は時間数が80時間以上ある雇用保険に加入していた月が12月以上ある
- ・ 求職したが職業に就くことができない「失業の状態」にある

## エ 基本手当の給付額

再任用期間が10年未満で任期満了の場合、賃金日額の45～80%の額の90日分となります。なお、倒産・解雇等により離職を余儀なくされた者等には、受給資格要件等を緩和する等の特例が設けられています。

## オ 公的年金受給の際の支給停止

雇用保険から基本手当を受けるときは、65歳に達するまでに支給される老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金又は繰上げ支給の老齢厚生年金）の支給が停止されますのでご注意ください。

### 【支給停止の例】

65歳前に退職し、4月に求職の申込みをした場合（基本手当の支給日数90日）

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
		▲ 退 職	▲ 求 職			▲ 満 了
基本手当		受 給				
年金給付	一部支給	支給	支給停止			支給

## 7 定年後の収入と支出の比較

定年（60歳～65歳）後から人生を終えるまでの収入と支出（家計）については、各人によって、家族の構成、住宅ローンなどの有無、資産状況、健康状態などにより予想される状況は異なりますが、今から定年後に必要な生活費の大まかな額を把握して考えられる支出への対応等を考えておくことが大切です。

ここでは、年金だけで暮らす夫婦世帯をモデルに検討し、充実した生活を送るための資金の目安について考えてみます。

### (1) 夫婦の平均余命の把握

まず、次に掲げる完全生命表（1歳毎）を使って夫婦それぞれの平均余命を把握します。【厚生労働省「令和3年簡易生命表」】

（単位：年）

年齢	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
男	32.93	32.01	31.09	30.19	29.29	28.39	27.50	26.62	25.75	24.88	24.02
女	38.61	37.66	36.72	35.78	34.85	33.91	32.98	32.05	31.13	30.21	29.28

年齢	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
男	23.17	22.32	21.49	20.67	19.85	19.05	18.26	17.48	16.71	15.96
女	28.37	27.45	26.54	25.64	24.73	23.84	22.95	22.06	21.18	20.31

定年（60歳～65歳）を迎えた退職国家公務員本人と配偶者の年齢から、各人の平均余命を算出し、今後夫婦2人で何年間、家計を維持しなければならないかを把握します。

$$\begin{aligned} \text{本人(退職国家公務員)定年時の年齢の平均余命} &= \boxed{\text{本人の平均余命}} \\ \text{本人定年時の配偶者の年齢の平均余命} &= \boxed{\text{配偶者の平均余命}} \end{aligned}$$

### (2) 定年退職した時点での世帯の1か月当たり実収入の予測

本人と配偶者の1か月当たりの収入のことです。ここでは本人に対する年金と配偶者に対する年金だけを収入として想定してみます。

$$1 \text{ か月当たりの本人の年金と配偶者の年金} = \boxed{1 \text{ か月の実収入}}$$

（注）定年等による退職後公的年金の支給年齢までの間に働かない場合や公的年金の繰下げ支給を選択する場合には、無年金・無収入期間が生じることに留意する必要があります。

### (3) 定年退職した時点での世帯の1か月当たり実支出の予測

本人と配偶者の1か月当たりの消費支出(生活費)と非消費支出(税金と社会保険料)を合わせた支出のことです。

生活費については、大雑把でいいので一定期間「家計簿」をつけて、支出の傾向を分析することにより、より各人の生活スタイルに沿った予測を立てることができます。

$$\text{本人と配偶者の1か月当たりの実支出} = \boxed{\text{1か月の実支出}}$$

### (4) 定期的な収入総額の推計

〈夫婦2人の期間 = 本人の平均余命〉

$$1\text{か月の実収入} \times 12\text{月} \times \text{本人の平均余命} = U\text{円}$$

〈配偶者1人の期間 = 配偶者の平均余命 - 本人の平均余命〉

$$(\text{配偶者の年金月額} + \text{遺族年金月額}) \times \text{配偶者1人の期間} = V\text{円}$$

$$U\text{円} + V\text{円} = \text{定年後の定期的な収入総額}$$

### (5) 定期的な支出総額の推計

〈夫婦2人の期間 = 本人の平均余命〉

$$1\text{か月の実支出} \times 12\text{月} \times \text{本人の平均余命} = X\text{円}$$

〈配偶者1人の期間 = 配偶者の平均余命 - 本人の平均余命〉

$$1\text{か月の実支出} \times 57.9\%(\text{注}) \times 12\text{月} \times \\ (\text{配偶者の平均余命} - \text{本人の平均余命}) = Y\text{円}$$

$$X\text{円} + Y\text{円} = \text{定年後の定期的な支出総額}$$

(注) 総務省の「家計調査報告〔家計収支編〕2022年(令和4年)平均結果の概要」によると、高齢単身無職世帯(65歳以上の単身無職世帯)の実支出(消費支出+非消費支出)は、夫婦高齢者無職世帯(65歳以上の夫婦のみの無職世帯)の実支出を100としたとき、57.9となっています。

### (6) 定期的な収入と支出の収支についての推計

上記(4)と(5)の計算結果を基に、「定期的な収入総額の推計-定期的な支出総額の推計」で得られる定年退職後の収支を計算します。

なお、一定期間家計簿をつけて、分析すれば、より各人の生活スタイルに沿った推計を行うことができます。

## (7) 非定期的な支出の見込み

毎月の定期的な支出の他に非定期的な支出として、住宅の補修、車の買換、旅行、冠婚葬祭、入院などのいわゆる「家族のライフイベント」に要する費用が見込まれます。これらの支出額は、どういう生活をしたいのかという個人の価値観や生活環境などによって大きく異なってきますので、それを勘案して見込額を計算します。

## (8) 支出に対する収入の不足への対処方法

夫婦2人が年金生活を送り、生活にある程度の余裕をもってそれぞれの平均余命を全うする場合には、「定期的な収入－(定期的な支出＋非定期的な支出)」の計算式から不足額が生じる可能性があります。

この不足への対処方法としては、資産の額など家計状況によって異なりますが、例えば、①退職手当の取崩し、②預貯金の引出し、③個人年金の受給、④就業による賃金などが考えられます。これらのうち、退職手当の取崩し以外については、現役時代からの準備が必要です。

このため、50歳を過ぎた頃から、一般的に収入が減少局面に入る60歳（特に定年年齢）以降に必要となる生活費について真剣に考え、不足が見込まれる場合には、非定期的な支出を含めた支出全体の見直しや不足額に見合う収入を得るための具体的な行動を起こす必要が生じてきます。



## 8 資産運用

### (1) 資産運用を考える前に

資産運用は、定年後の生活を踏まえて構築した生活設計に沿った計画的運用を考えていかなければ、充実したものとはなりません。そして、その計画は定年後における経済的な不安、健康に関する不安、生きがいや孤独に関する不安などを解消し、家族を含めた幸せな人生を送ることができるような計画でなければなりません。したがって、もう一度生活設計を再確認しておくことが必要です。

また、資産運用の対象となる金融商品はたくさんあり、今後も新しい商品が開発されることが予想されますので、常に新しい情報を把握しておくことを心がける必要があります。

### (2) 資産の現状把握

退職後の家計の状況を考える上では、あらかじめ資産の現状を把握しておくことが肝要です。そのためには、まず家計の経済状況と資産の状況について、この項の終わりにある別紙1、2（117、118頁参照）を用いてまとめておくことが便利です。

また、ゆとりのある退職後の生活を送るためには、住宅購入資金など高額なものは早めに蓄えておくことなど、将来の生活に則した計画的な資産運用を定年前から適切に行っておく必要もあります。

### (3) 資産運用の基本

#### ア 金融商品の性格

定年前に貯蓄する場合はもとより、定年後に大事な資産を効率的に運用するためには金融に関する知識は欠かせません。金融商品を選択する場合には、資産の使用目的を考えることと同時にその特性を知っておくことが重要です。

一般的に金融商品には流動性、安全性及び収益性の3つの性格があるといわれていますが、この3つの性格全てに優れている商品はないという原則があります。

#### (ア) 流動性

換金性や利便性ともいい、換金のしやすさのことです。日々の生活費や急な出費に備えた資金は流動性の高い商品で運用します。銀行の普通預金など、自由に資金を出し入れできることがポイントです。

#### (イ) 安全性

確実性ともいい、元本や利息の支払いの確実さを示し、住宅取得のための資金や教育資金、老後のための資金など目的が決まっている資金は、安全性の高い商品で運用します。普通預金などよりは利回りが高い定期預金や個人向け国債、債券（国債・社債）などがあります。運用期間は2年～10年くらいで、住宅資金、

教育費、自動車の購入資金など使うことが決まっているものに向いています。

#### (ウ) 収益性

利殖性ともいい、金融商品の利息や値上がり益、運用益の大きいもので、余裕資金で運用するようにします。株式、株式投資信託や外貨預金などがあり、運用期間に定めがないものが多いです。リスクは高いものの高収入を期待することができます。

### (4) 資産運用のポイント

#### ア 分散投資

今後の生活設計を踏まえ、「流動性」、「安全性」、「収益性」それぞれの性格を生かし資金を分散して投資します。一般に投資者の年齢が若いほど収益性にウェイトを置き、高齢になるほど安全性にウェイトを置くのが良いと言われています。

#### イ 商品の分散

どんなに魅力ある商品でも一つの金融商品に集中するのは避けた方が無難です。元本保証の商品でも金融機関の破綻をある程度考慮することが必要な時代になっています。価格変動リスクのある商品に投資する場合は、商品の長を良く理解し、複数の性格の異なる商品に分散してリスクを減らします。例としては、株式に投資する場合には保有する株式の業種や会社を分けた方が値下がりリスクを軽減できます。

なお、会社を分散しても業種が同じでは適切なものとはいえない場合もあります。また、株式投資信託で商品名は異なっても運用対象が似通った商品では分散効果は薄れてしまいます。商品の分散は内容の異なる商品を組み合わせる行うことが肝要です。

#### ウ 時間の分散

価格変動リスクのある商品や外貨建ての金融商品に投資する場合は、銘柄分散のほかに、購入時期を分散することでさらにリスクを軽減させる効果が期待できます。時間分散によって購入単価を引き下げることができるからです。例えば、最初に株価が500円の時に買い、次に400円の時に同じ株数を買えば単価は450円になります。有利な金融商品があるからといって資金を一度につぎ込まず、運用の成果を見ながら時間分散で購入することも検討に値します。

#### エ 金利の変化と貯蓄選択

金融商品には、預入時の利率や利回りが満期まで変わらない固定金利の商品と市場の金利の動きに合わせて利率などが変化する変動金利の商品があります。低金利時代には変動金利で預入期間の短い商品、高金利のときには固定金利で預入期間や満期までの期間が長い商品に預けるのが基本です。

## (5) 金融商品のリスク

金融商品はいずれにしる、リスク（将来どうなるか分からない）とリターン（収益）を伴います。預・貯金のようにリスクが低いほどリターンも低いものや株式などのようにリスクが高いほどリターンも高いというような関係になります。リスクが低くリターンの高い理想的な金融商品は基本的に存在しません。金融商品にうまい話はないということです。

リスクの主なものには次のようなものがあります。

### ア 信用リスク

元本や利息の支払いが滞ったり、不能に陥ったりする可能性のことです。具体的には国内の金融機関や企業、さらには海外の国や企業などが破綻し、結果として支払い不能などが発生する可能性のことを指します。

### イ 価格変動リスク

購入商品の価格が変動して、換金する際の受取金額が、当初の投資金額を上回ることもあれば下回ることもあるということです。株式や株式投資信託、転換社債、国債などは、日々の取引によって価格が変動します。その結果、預・貯金に比べ大きな利益を上げることができる反面、損失を招く可能性もあります。

### ウ 為替変動リスク

外貨預金をはじめ、外国の債券や株式、外貨建て投信など外貨建ての商品を日本円に換金する際、その商品の安全性や価格、利息とは別に為替の変動のみによって損益が発生する可能性があるということです。

### エ インフレリスク

物価上昇率が金融商品の運用利回りを上回る可能性のことです。物価の上昇率が高すぎると資産の目減りを起こすことになります。

### オ カントリーリスク

外国の債券や株式等に投資を行う場合、上記のリスクに加えて、その国の政治情勢、経済状況によって資金が目減りしたり、回収不能に陥ったりする危険性があることをいいます。国の政治情勢が安定しており、経済が堅調であればその国に投資するカントリーリスクは低いといえ、逆に政治や社会経済が不安定である場合にはカントリーリスクは高いと考えられます。

## (6) 金融商品の運用

株式や債券といった金融商品などの保有資産の構成内容を「ポートフォリオ」といいますが、資金を分散して商品を組み合わせて運用するという意味で使われています。

この考え方を参考にして、個人の資産運用に当てはめると、次の3つに分類して具体的な運用商品を決めていくことになると思われます。

## ア 生活のための資金

生活費や病気など不慮の支出時のための資金は、生活費の6か月分くらいを目途にすぐに換金できる預・貯金などで運用します。

## イ 使用予定のある資金

住宅購入資金、車購入資金や家族旅行資金など決まった時期に必要な資金は使う時期までに換金できるよう元本保証のある定期預・貯金などの商品で運用します。

## ウ 余裕のある資金

上記ア、イ以外は基本的には10年以上運用できる資金で、5年から10年程度で満期となる債券（国債、公社債）を中心に、株、株式投資信託、外貨預金、不動産投資信託をはじめとするリスクの高い商品を組み入れて運用します。

## (7) 資産運用商品の主な種類

### ア 預・貯金

安全性や流動性を重視し、資産を守るという側面での資産運用といえます。

預金保険制度（115頁参照）により1,000万円までの元本と利息が保証されており、また、直ぐに引き出せるという安心感があります。1,000万円超の資金を一つの金融機関に集中させる場合には、損失が出る可能性も踏まえ、十分な検討を行うことが必要です。

なお、外貨預金については、預金保険制度の対象外です。為替変動リスクがあり、為替相場の動向次第では、満期時に受け取る円換算した金額が預入時を下回る場合があるほか、外貨を円に、円を外貨に両替する際には為替手数料がかかります。

### イ 債券

債券とは元本返済と利息の支払いを約束して発行する有価証券です。

国、地方自治体及び公共機関が発行するのが「公共債」であり、「国債」と「地方債」などに分けられます。企業が発行するのが「社債」になります。

債券の特徴として、発行元の信用度が高いほど利率は低く、信用度が低いほど利率は高くなります。国債や地方債はともかく、社債の場合は企業の破綻もありえますので、購入する場合は、企業の安全性などを確認する必要があります。債券は発行元が破綻しない限りは、満期まで保有すれば元本割れはありませんが、債券の価格は、日々変動していますので、途中で換金する場合には、元本割れを起こす可能性もあります。

債券の購入に当たっては、例えば、個人向け国債について、中途換金の場合は直近2回分の各利子（税引前）に相当する金額が差し引かれることになる等の条件があるように、その内容やリスク等を十分に理解した上で購入することが必要です。

### ウ 株式

株式はハイリスク・ハイリターンの代表的な投資対象です。

株価の変動から短期間で利益を得られる可能性があります。逆に損失が出る、株価の大幅な下落で売ることができなくなる、といった可能性もありますので、投資は余裕資金で行うべきです。

投資対象を選ぶ際には、株式投資の基本を身につけ、投資先の企業を充分研究したうえで行ってください。さらに投資先企業の分散や資金の時間分散を図り、一度に大きな損失を出さないように留意する必要があります。

## エ 投資信託

投資信託は、多くの投資家から集められた資金を一つの基金（ファンド）にまとめ、運用の専門家が債券や株式などに分散投資してその運用成果を投資額の割合に応じて分配する商品です。多くの投資信託は1万円という少額から、投資の初心者でも手軽にスタートすることが可能ですが、現在販売されている投資信託には、債券や株式等の組み合わせによって数多くの種類がありますので、その投資信託でどのような金融商品が扱われているのかを調べる必要があります。現在のような超低金利下で高い収入を望むのであれば、選択肢は、株式投資信託、不動産投資信託、外貨建て投資信託に絞られてくるため、自分の投資方針（年に何%の収益を期待するのか）が重要になってきます。つまり、ある程度のリスクを認識した上で投資することになるのです。

なお、投資信託には、購入時手数料、信託報酬、信託財産留保額、解約手数料など各種の費用がかかりますので、目論見書などで、それを確認してから行うようにします。

## オ 外貨建て商品

諸外国の高利回りの債券や投資信託は、低金利の日本から見ると魅力的ですが、日本に比べ情報量の少ない海外の国や企業が発行する債券や株式に投資する場合には、発行元の安全性を確認するなど十分な検討が必要です。また、為替変動リスクにも留意する必要があります。為替取引において円高になると、いくら高利回りの商品でも元本割れを起こすこともあるからです。

## カ NISA

NISAは、平成26年1月から始まったもので、「NISA口座（非課税口座）」内で、毎年一定金額の範囲内で購入した株式や投資信託などの金融商品から得られる配当金・分配金・譲渡益が非課税になる、つまり、税金がかからなくなる制度です。途中での売却はいつでも可能です。

NISA口座は、同一年において一人一口座しか開設することができません。

### (ア) 現行制度（令和5年12月まで）

次の「一般NISA」と「つみたてNISA」のいずれかの選択制です。

【一般NISA】年間の非課税投資金額の上限は120万円、非課税期間は最長5年間、投資可能期間は令和5年までとされています。

【つみたてNISA】少額投資非課税制度で、年間の非課税投資金額の上限は40万円、非課税期間が最長20年間などの制約があります。

※ いずれも投資可能期間は令和5年までで、令和6年からの新NISA制度へのロールオーバーは認められていませんが、購入した商品は、新制度の枠外で非課税措置が適用されます。

(イ) 新NISA制度（令和6年1月から）

次の「つみたて投資枠」と「成長投資枠」との併用が可能です。

【つみたて投資枠】年間投資枠は現行の「一般NISA」と同じ120万円ですが、非課税期間は無制限で、「成長投資枠」と合わせた非課税保有限度額の総枠は1,800万円となります。投資対象商品は金融庁の基準を満たした投資信託（長期の積立・分散投資に適して一定のもの）に限られます。

【成長投資枠】年間投資枠は240万円、非課税期間は無制限で、非課税保有限度額は総枠の内数として1,200万円です。投資対象商品は上場株式・投資信託等ですが、整理・管理銘柄等の一定の投資信託等は除外されます。

※ 新制度を含め、詳しくは、金融庁のNISAのサイトをご覧ください。

(<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/index.html>)

## キ 個人型確定拠出年金（iDeCo（イデコ））

個人型確定拠出年金は、自営業者や勤務先に「企業型確定拠出年金」や「厚生年金基金」の制度がないサラリーマンしか加入することができませんでしたが、平成29年1月から、基本的に20歳以上60歳（令和4年5月以降は65歳）未満であれば、公務員も含め誰でも加入できるようになりました。

この個人型確定拠出年金は、自分で作る年金制度のことで、加入者が毎月一定の金額（現在の公務員の上限は月12,000円、令和6年12月から実質20,000円に引き上げ予定）を積み立て（掛金を拠出）、あらかじめ用意された定期預金・保険・投資信託といった金融商品で自ら運用し、60歳以降に年金または一時金で受け取ります。60歳になるまでは引き出すことはできず、途中で解約することもできませんが、

- ① 積立金額すべてが所得控除の対象となることによる所得税や住民税の軽減
- ② 運用益は非課税
- ③ 60歳以降の受取時には「公的年金等控除」（年金で受け取る場合）や「退職所得控除」（一時金の場合）の対象

などのメリットがあります。

なお、金融機関で口座を開設する際には、取り扱っている種類、手数料（加入時、運用期間中、受取時）に差があるため、各金融機関から必要に応じて資料を取り寄せるなどして比較し検討してみる必要があります。

詳しくは、イデコ公式サイト (<https://www.ideco-koushiki.jp/>) をご覧ください。

## ク その他

上記の金融商品以外にも種々の金融商品がありますが、詳しい説明は省略させていただきます。各自において、商品のメリット、デメリットを考えて資産運用をお考えください。

## (8) 金融機関の利用者保護制度（ペイオフ制度）

### ア 預金保険制度（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫など）

預金保険制度は、預金等を取り扱う金融機関が破綻に陥った場合に預金者を保護する制度です。預金保険制度は、政府・日銀・民間金融機関の出資により設立された預金保険機構によって運営されています。

当座預金などの無利息・要求払い・決済サービスの3条件を満たす預金は全額保護の対象となっていますが、それ以外の預金は全額保護されず、一つの金融機関について1,000万円以上の預金があった場合、預金者1人当たり元本1,000万円とその利息が預金保険機構より保険金として支払われます。これをペイオフといいます。それを超える部分については金融機関に財産が残っていれば支払われることになっています。

なお、金融機関の破綻に際してとられる措置は、まず、破綻金融機関の預・貯金等を譲り受ける救済金融機関を探し、その際、必要な資金を援助する方法がとられ、その次にペイオフの方法がとられることになっています。

### イ 日本投資者保護基金

金融商品取引法に基づいて設立されている法人です。証券会社が顧客から預かる有価証券や金銭は、金融商品取引法で証券会社の経営資産とは分別して保管することが義務づけられており、万が一経営破綻してもすべて返還されることになっています。それでもなお、顧客資産の円滑な返還が困難だと認められた場合に基金より1人1,000万円を限度として補償されます。

### ウ 保険契約者保護機構

保険業法に基づいて設立されている法人で生命保険契約者保護機構と損害保険契約者保護機構の二つの機関があります。破綻保険会社の保険契約を受け入れる救済保険会社に対して資金援助を行うほか、救済保険会社が現れる見込みがないときは、機構が保険契約の引き受けあるいは機構が設立する承継保険会社に保険契約を承継することにより、契約の継続を図りますが、契約内容の変更が行われる可能性があります。

## (9) 金融商品をめぐるトラブル

金融分野の自由化が進むにつれ、さまざまな金融商品が登場しています。その仕組みも複雑で、パンフレットなどに一度目を通したくらいでは理解できないものが多いため、金融商品を巡るトラブルが発生することも考えられます。仕組みをよく理解してから購入を考えるべきでしょう。

なお、金融サービスの利用者保護を図るために、平成12年に「金融商品の販売等に関する法律」が制定されており、次の3つの柱があります。

ア 金融商品を販売する業者は、その商品のリスクなどの重要事項を消費者の理解力に応じて説明する義務があります。重要事項には、元本割れのおそれ、解約可能期間の制限などがあります。

イ 消費者が被害を被った場合には、消費者は販売業者が説明義務違反を犯していることが立証できればよく、今までより損害賠償請求の際の負担が軽減されています。

ウ 販売業者は、消費者の知識や経験、財産の状況に応じた勧誘をすることと、勧誘方法や場所、時間帯を考えて勧誘することが義務付けられています。

なお、この法律は、金融商品の契約に限らず、事業者との消費者契約のすべてが対象となっています。事業者が「嘘を言った」、「確実に儲かると言った」、「都合の悪いことを隠していた」などの行為があった場合は契約を取り消すことができます。ただし、事業者に対する行政上の罰則はありません。

自分に合った金融商品を見つけて資産を運用していくためには、今まで以上に金融商品に関する知識が必要になってきています。単に利回りが高いとか、他の人が儲かったからといった理由だけで購入することは避け、商品を良く理解する努力をし、仕組みが理解できてから購入を考えるべきです。当たり前のことですが、自分の資産は他人任せにせず、自分で守りたいものです。



(別紙1)

## 家計の月間・年間収支状況( 年 月 日現在)

(単位：千円)

収入内訳		収入月額	期末勤勉手当等	収入年額
給与(手取り)	計			
	夫			
	妻			
預貯金等利息				
その他の収入				
年金(夫)				
年金(妻)				
収入合計(A)				

支出内訳	支出月額	臨時支出	支出年額
食料			
住居			
光熱・水道			
家具・家事用品			
被服及び履物			
保健医療			
交通・通信			
教育			
教養娯楽			
小遣い、交際費			
その他			
支出合計(B)			

収支差(A) - (B)			
--------------	--	--	--

(別紙2)

資産の状況( 年 月 日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
預貯金 ( )		住宅ローン	
		その他の借入残高	
定期預金 ( )			
有価証券 ( )			
不動産 ( )			
その他 ( )			
合 計		合 計	